

義光物語

全

一、某迄七代最上の家に仕ゑけるに、義俊公若年故家老中
不和にして松根備前守御公儀江捧訴帖、山辺右衛門太夫・鮭延
越前守非儀有之旨申来ルといへども、証跡なく備前守越度ニ罷成
立花飛騨守殿江御預ケ被成候、其後嶋田弾止米沢勘兵衛為
上使家老中一致仕源五郎を守り立可申之旨、再三被仰付候処に、
山野辺右衛門太夫底意有之、鮭延越前守と心を合終に御請フ不申上
間、於出羽国被 召上堪忍分として於江州に壹万石義俊ニ被下
置、夫より以後某茂牢籠仕子孫引具し武蔵国葛西と申在郷
引籠年月を送り候処に、折節近辺に會津牢人居れしが、互に
ひとしき身なれば、心隔てなく日夜の参会にもかく久敷家の

□行事を悲しに彼牢人申けるは、其方老後追日來りていれば
余命幾程か可有と歎き思ふなり、されば並居たる子孫書之

←の時より←まで

義光公・家親公・御当家に対し奉り忠儀を尽されける段、

且以テ知間敷なれば、見及聞及たる事を書記し子孫共ゑの

形見にもせよがしといわれける間、尤道理を申さるゝ物哉と思ひ

夫より心付き秋の夜の寢覚からなる折々思ひ出たるむかし

語を書集め、子孫ゑの形見となす、去は詞いやしく

してつゝまやか成されは他見は心ならず思慮あるへき

もの也、

義光物語卷上目録

- 一、義守公逝去之事
- 一、城取十郎討捕事
- 一、寒川江退治之事
- 一、八沼城降参之事
- 一、天童城開退之事
- 一、柏木山合戦之事
- 一、満兼生害之事
- 一、野辺沢能登守勇力之事
- 一、兼山之城開退事

一、悪屋形滅亡之事

一、十五里原合戦之事

義守公逝去之事

一、遠く最上の元祖を尋るに、清和源氏の末葉出羽按

察使將軍修理大夫兼頼公、人王九拾九世後光嚴院ノ延

文元年丙申八月六日ニ出羽国最上の郡山形江入部有て、人王

一百代後園融院の康暦元年六月八日に誓(逝)去し給ふ、夫方

以後終に廢絶なく義光公迄八代なり、然るに義光公十六歳

之御時父義守御同道にて高湯与申所へ湯治被成数日御逗

留の内鹿狩り追鳥狩いろく御遊興有しに、有ル夜其近辺

一
所

盜賊数十人御旅宿江夜討ニ入ける・に、近習出合相戦追払

しに、義光公真先にかけて出盜賊弑人に手を負せ忝人引

ガン

組着(差カ)殺したまふ、此由眼前義守公見給ひける間不斜

悦思召、翌日代々御家に相伝し給ふ笹刀と申貞宗の御太刀を取出させ給ひ、抑此太刀は一年某拾七歳之時ならけ江に於みて誉れを取り其場にて譲り得たる太刀也、しかるに今度義光の働と例等しければ則ち爰にて譲り候とて手づから渡し給ひけるに、義光悦喜限りなく頂戴有之、御父子相伴ひ山形帰城し給ひける、其後人王百七世正親町院天正拾八年三月中旬より義守公異例の心地とて、五月の比迄打伏たまふ故さま〳〵治術有けれども終に其印なく五月十七日に七拾歳にて逝去し給ふ、法名は栄林とそ申ける、兼而建立し給ひたる龍門寺にてさま〳〵の御弔ひ残る所もなかりけり、

城取十郎討捕事

一、去程に其比出羽国谷地与申所に城取十郎与申而大名有けるが、義光公を退治せんため信長公江大鷹一居御馬壹疋捧奉り最上の主にて候と偽りを申上げるに、信長公も遠国の事にて聊か御存知なければ懇に御返帖を被下ける、此儀義光公被聞召志村九郎兵衛後に伊豆守と号使者として最上の家の系図並に白大鷹壹居御馬一疋月山打の長身の鎧拾本為持進上有けるに、国々乱たる折節なれば道路自由ならずして越後の国江廻り上着

一信長

し山本彦三郎所を宿所として御機嫌窺申上候得者、遠国方の

一御前に

使者二候とて・召連候、下々迄庭上江被召出御引出物被下其上二而

様子九郎兵衛に直々御尋代々系図委く御披見有て、則最上出
 羽守ト御返帖被下也、然ル間何共して十郎を討取むと思召臣家
 氏家尾張守と評定有て尾張守方より十郎殿江申遣しけるは、
 近隣不和たるに依て国の通路も自由ならず諸人困窮に及び、
 就夫義光貴方と和談致度存念候間、於御同心にハ向後互に無
 異儀十郎殿息女を義光嫡子修理太夫に取合可申旨色々取り
 繕申越ける、然ル間十郎殿つくくと思召は、近年義光武勇の
 譽を聞に中々末とげて敵対成がたく、此上は尾張無事の
 扱申越を幸に義光と令和談加勢を申請、近隣を手に入
 勢莫太に成らば又其時は如何様成謀茂可有と案シすまし、
 義光公と可致和談之旨委細返事に及びり、夫々互に使者ノ通
 ひ有といへども未用心深くして終に山形の城江来り給ふ事なし、
 依去に又尾張守と相談し給ひて義光公より以使者を頃日我
 病氣以外の外に候、哀れ十郎殿に致対面国の掟を頼、又は修理大夫
 幼少の内家の系図をも預ケ置度之旨被仰越ければ、願所ノ幸
 と悦不日参会可有之由返事在ければ、色々謀りを構待給ふ、
 不移時日を山形江来り見給ふに屋形御気色以外の外とて家
 の子不残並居たり、書院には成就院護摩檀を飾り御祈
 念す、御座之次には御一門衆相詰給ふ、其外医師・陰陽師
 数多出入し寔に御気色大事と見ゑたり、十郎殿茂日頃者
 用心深かりけれ共、哀に心細くや思ひ給けん、泪ぐみて御座
 在けり、扱御寝所江疾々と申ける故、義光公御枕近く寄り、

かく計の御病気とは不存遅く参り背本意候、此上は万端不被御心を置被仰付候様にと謹而被申ける、其時義光公おき直り給ひ、最後の対面近頃祝着申候、就夫我等相果なば定て

他国より手を入へきの間其砌之儀諸事其方を頼入候、又は

代々の系図をも修理太夫成人迄は預ケ置候とて一卷の書を付

出し給へば、十郎殿請取三度頂戴し、扱社出羽の主はわれ

なりといわねというに見え給ふ、然ル所に義光公居直る躰にもて

なし床の下におき給ふ太刀を取抜打に打給ふば、さしも剛

成ル十郎茂二つに成て伏給ふ、十郎殿供の者共ハ馳走のため

とて広間に置けるが奥にて相図の大鞍を打ければ、兼て

討手に被仰付たる若者共三方より取巻吾人茂不残討捕りけり、

螺を吹たてければ、五拾挺組の足軽大将熊沢主税助・高橋主計・

志村藤右衛門杯打立押ければ、義光公も御馬引寄せゆらりと打

がう

乗り、三百挺の長柄の内三拾人ものとして獣の名を付シ強力の

者共に月山打の長身の鎧を為持前後に被召連、御馬添には

高橋瀬左衛門・大沼八郎兵衛・細谷内匠助・同権右衛門杯といふ

大剛之者共左右に御供致シ勇にいさんで谷地の江に打入給

けり

寒川江退治之事

一、かくて谷地の江近隣寒河江と申所迄打人覧とし給ふに、寒河

江の領主羽柴勘十郎与申大力無双の若者、山形にて打もら

されたる十郎家来の者を集め大勢卒（率）シ打出働ければ、寄り

つき給ふへき様もなく幾度の戦にも勘十郎真先に進て無二

無三に討て入り味方の一陣二陣欠破り不申と言事なし、然るに有時
中野と申出城迄勘十郎働出シ由申来りければ、義光公聞召にく
き者の振舞哉討捕らんと思召ほどならば如何成ル謀も可有なれ
共、惜き若者なれば味方にもなし一方の大將にもなさばやと思
ひ今迄助ケ置し也、夫故度々扱を入難令和談と終に手引なく
して剩ゑかく深々と働出ルの条、此上は討捕へきとて追かけ
給へば、さしもの勘十郎も義光公の多勢を見て早々新庄迄

ササイ

引取り諸軍勢不残堀を越ける所に、作佐異舎人とて十六七の
若もの越兼て爰かしたことたゞみけるを、勘十郎吃と見て
是程の堀を越兼ける浅ましきよ出々渡して取せんとて舎人を片脇二
引挟み長刀を杖に突堀口式間余の堀を安々と飛越深ク門さ

フリ

して引退シに、折節川水以外の外に増ければ、渡シ船を流さじとて
クが

陸を引揚置たるを安くと押おろし諸軍勢を乗せ、我身ハ
ともへ廻りゑいと言て突出しても其儘飛乗て、さしもはやき
川なれ共向の岸をどうとつけば、則川端に陣を取渡し船をば
つきながし、義光公一戦の御望ならば是江御出あれと呼りけり、
味方の陣茂川端に打望み渡さんとしけれ共、流レ早く底深け
れば中々船ならでは難叶ゆへ、力なく帰陣有て氏家尾張守に
向て被仰けるは、明日知略を以勘十郎を可討捕、其知略と言は
川を打越働ならば定而勘十郎可出向之間、兼而味方の先陣
左右の柴原に鉄炮の上手式拾人伏せ置合戦初ルならば先
陣偽て引退べし、然らば勘十郎血氣の若者なれば例の如

諸軍に先立進来らんハ必定也、其時真中に取籠式拾挺ノ鉄
炮打ンに当らてや可有宣ゑは尾張守承り御誕尤至極せり、

疾々御方便あられかしと申ける間諸手の内々日頃かけ鳥をも

打もらさぬ程の鉄炮の上手式拾人被撰出右之通委言含め

給ひ、若周章打にするならば討もらす事も可有間、拍子を揃

可打とて相図を定め置、明ル卯の刻方諸勢打立川を越て働き

ければ、勘十郎出向ひ既に合戦始りけるに、兼て相図の事なれば

味方の先陣偽て引退く如案の勘十郎勝に乗て諸軍に

先立柄にも鉄をのべ付たる大長刀を打振て来ル所を、近々と詰

寄相図の如く拍子を揃打けるに、当りたると見へて馬もそぞ

ろにはねても鞍つぼに在かねしが又乗り直シ引返す、義光公

御覽じて伏せ置れし鉄炮の者に向て、かく間近く敵を何とて

打もらしけると大きに怒りたまへば、浦野源右衛門と申者進出て

星を定て打候間必当り候はんと申けるが、其ことく鞍の前論(輪)方

打拔れ其日の申ノ刻に相果ける、此よし義光公聞召、惜き

若者哉寒川江を根城に致シ最上川を前に当防戦ならば

無左右攻破らるましきを、血氣の身盛ニて憶意の勝利を

←宣ひ其後

不弁故、易々と味方の方便に乗て討るゝ事よと・諸勢を

段々に備へ翌日寒川江へ打入せ給ひけり、

八沼之城降参之事

一、八沼之城にはきし美作守楯籠る、近辺を押領して義光公の御

手に属せざる間、大軍を卒(率)シ押寄たまふとひとしく四方より取巻

攻登けるに、小関加左衛門杯申手たれの強弓共数多籠居て爰を

←と

せんど、防戦ける間たやすく可攻入様茂なかりけり、其上小城・あなどり

諸軍攻具も用意せず我先にと攻登りたる事なれば、時の間に

手負死人多く出来ける間いや、此城一旦には攻落す事かたし、先

トラ

向ひ陣を取り攻具を用意せよやとて少虎の口を引退きたまふ所に

城中の兵勝に乗り山下迄打て出たり、義光公御覽して敵陣を

打て出たる社幸なれ付ケ入に乗取れとて引返し給ふに、敵陣が火おどしの

鎧に龍頭の甲の緒をしめ鹿毛の馬のふとくたくましきに打乗り大

長刀を引そばめ群を離れ進み出たる兵有、義光公急度覽給ひ

念敵やとのたまひもあへず馳出したもふを、近習の者共大将の御身と

して勿躰なきと留ければ、ひかふる袖をふり切て一文字に乗寄弓手に

相付ケ例の鉄棒にて只一打に打落し、馬より飛下り首ねち切て

振あふのき給ふ所へ、氏家尾張守欠付以外の外きしよ、を損じ申けるは、

其首は誰に見せんとて重き大将の御身として葉武者の働に心

をやるゝ事大死をし給はんもとひなり、去は近き頃葉柴勘十郎

を討捕たまふ時分被仰しは、血氣盛にて自身の勇を好大将の身

として士卒（率）に先立進み出ける故味方の方便に乗り安々と討れ

けるとて御笑候御弔の結句以や、おとりなる御振舞浅間敷事

哉と泪を流し申ければ、義光公も面目なくや思召けん、暫ク捨兼て

御座有けるが近習の者共に向て是取するそとてなけ給ひける、

去はケ様に大將手をおろし戦給ひしゆへ、御馬廻りは不申及に小

小性迄火花を散し攻戦分捕高名しければ、城中の兵も引いろに

成てミへける所に、爰をもめや者共とて又欠出ンとし給ふを尾張守
取て押へ只今申つる事を早くも忘れ給ふ物哉と真先に進ミ手鍵

提馳向へば、氏家討すな尾張守討すなとて老武者・若武者式

千余人おめきさけんで切て入十文字に欠破り巴の字ニ追廻シ爰を
先余と戦は、なじかは以たまるべき蜘蛛の子を散す如に追立られ城
を指て逃登る、此勢ひをぬかず付人に乗取れとてざいふり上御身
をもんで下知しまへば、はやりをの若者とも聞もあへず馬を乗はなし

〱峰共がけ共いわす逃る勢に追すがふて透間もなく攻入ハ、城の
兵は己が拵たる木戸さかもぎににふせがれて城急は不入、右住左住に
落行道もなき所に行掛り自害するもあり、或は敵に追話られ

谷底へ飛落死するも有、かく散々に成けれ共城の本人美濃守その

外小関加左衛門杯式拾余人木戸口にて取て返し攻ル敵をまくり立終ニ
城へ引籠りけれ共、始終かかはりかたければ種々御託事を申其夜に

城を開渡し降人と成て出にけり、然に小関加左衛門を始城中ニ而働キ

強かりし者共四五人被召出御旗本に置れける也、去は御合戦ニもち

たまふ鉄の棒は上杉黄門景勝叛逆迄御身を不所持せ給ひけ

るが、其後天下一統に治りければ件の棒の銘に山形少将義光と

ぞうかんを入給ふ、子孫の内置量の人存ば持たまへとて御蔵に入

置れける、定て于今最上の御家に可有なり、

天童之城開退事

一、八沼を攻落シ威勢強太に成しかば川西は大方手に属シければ

天童と申者計我古々下筋八楯の大將なり、今更義光江し

たがふ謂れなしとて城を丈夫に拵ゑ籠居けり、因茲に義光
公大軍を卒（率）シ天童江押寄攻給ふと言へ共城中にも究竟ノ兵
数多籠城しける事なれば、早速に攻落シ給事も難成故引退
向城を構数日を送り給ひけり、爰に野辺沢能登守とて於天

スコヤカ

童に諸事の司たるが本より生れ付健にて人に勝れたり、能

登守十七八の時分老若あまた寄合国々の武篇雜談有けるニ

常々はがねをならず若者老人進み出、金売吉治信高建立

せし宮に五六人して持に漸持あつかう鐘有り、皆も強力の者其力

ためしにとて此鐘を式三人程して揚おろしせんとしたれ共中々以テ不叶

さればいかに能登守大力と申共老人にて此鐘を自由にし給んとは

ぞんぜすと申ければ、能登守につこと笑其鐘を老人して持候ハ、給はる

べきやと申されけるに中々可進之間老人して持行たまへ、さもあらはこの

宮へは別而鐘を寄進可致と言葉を放て申ける間、さらば何茂見物し

たまへとて一座の人々を伴ひ彼宮江行、能登守鐘に手を掛ケ造作もなく

引おろしあたまに戴き鐘壹つ給り忝しとて、則能登守領内鶴の子と

申所まで行古寺の有けるに釣り置たりと也、去程に城中を兵をたぶ

〳と出し千手堂と申所迄働則引返けるに、義光公御覽してあれ

をのかすな討捕れとはやりをの若者其好所の幸と真しくらに

打て掛ル敵茂取て返し黒煙を立半時計戦ひ勝負まぢ〳なる

処江敵味方の勢の中へわつて入四方八面に切て廻り敵忍かねテ一度ニ

ばつと引退く、味方勝に乗て城際迄追掛ケ数多討取けるに野辺沢

能登守城中を是を見て大手の門を開き只一騎打て出る、其日の

装束は鎖帷子の上に黒糸おどしの鎧を着八方頭巾を引かうで

月毛の馬に打乗り、常々身を放さず持たりし五尺一寸の鉄の棒を

軽く打振て逃行、敵味方をかきわけ追掛敵の真中へゑしやくも

なく馳入り、弓手に相付右手にあいつけ当るを幸にはらりと打たを

せば面を向へき様もなし、爰に年久敷羽黒山に住して大力の覚江取

たる安間某と言者此由を見る方も、夥敷有様哉、何能登守なればとて

鬼神にても余もあらじ、我れ組て勝負を決せんと一文字に乗寄せ

ハセ

けるを、能登守吃と見て大勢の中に吾人進て馳寄は、此鉄棒ノ望

かや出く一打取せんとて弓手ニ相付拌み打に討ければ、頭は胴へにゑ

こみ馬も後に打すゑられけり、諸勢此勢に僻易して我先にと

←中

引退其隙に能登守立寄腹帯をしめ直しけるに、引返す勢の・方十六七の

若者一騎馳走り出近々と乗寄能登守が甲の真かう丁々と打けれども

ちつともさわかずしと腹帯をしめ乗直りて汝何者ぞ名を名乗と

言ければ、本間左馬之助嫡子本間七郎生年十七歳と名乗りける、

能登守につこと笑けなけ成若者哉汝爰にて討べけれ共、心指やさし

さに助置とて城中へ引ける、何茂申けるは汝か小腕にて何とて能登

守を討べきぞと笑ければ、七郎是を聞て尤能登守大力なれば

我腕には及難し、去其かいなを切落しなばいか成ル大力と申共働事

成ましければ其後首取べしとおもひしに、腹帯をしめるとてかいなをち

めて有ける故本意をとげず口惜き事也と申けり、是を聞人

誠にせんだんは二葉より香しきと有とかんしける也、然ルに其頃

何者のわざなるか辻堂に落書を立有、能登守に在路篠原なかり

せば義光公の首は野辺沢」是は能登守家老に在路但馬・篠原

石見とて主人能登守におとらぬ大剛の者有ければ其名をよそふ

読ける也、去間義光公尾張守に宣ひけるは、野辺沢能登守ハ勇力の
みならず計策茂すぐれたりと聞く、かれ城中にあらんほどは此城
攻落さん事成難し、去は何共して味方になし一方の大將にも可頼と
思ふなりとて数日さま／＼に拵能登守心を引給ひ、其後義光公方

御書を被遣けるは内々其方武勇之段及聞たるに合今度両度

の働耳目を驚す所也、向後心を変し味方にぞくし被申ハ其方

子息又五郎に我幼少之娘を取合修理太夫同前に思へし、此儀於

偽に者神明之罰と蒙べしと誓言を入御直筆を遊し持越ければ、

能登守御書を披見したちまち心を変し弓矢の冥加なくしては

いかでかケ様の御直書を預ルべきやとて、則子息又五郎を人質とし

て致進下其身も押付可馳參由申越ける間、義光公不斜思召相

待たまふ処に時刻を不移馳來り、先氏家尾張守に对面致彼是相

述其後脇指渡シ置義光公の御前江罷出ければ、いろ／＼御懇之御言葉

未不淺して一文字の御刀を被下ける、能登守謹而頂戴致忝躰

身に余りてそミへたりけり、則今日取掛り攻給ふ様にと申けれども最

早夕陽に及たる間明日未明に攻らるべきとて其由諸軍へ触られける、

去程に天童ニは能登守逆心を聞て始終かゝはりがたくや思ひけん、其夜

取ものも取あへず仙台さして落行けるに、寄ては是を不知して明日

声

卯之刻方諸軍打立三方方押寄時の撃をあげけれ共、城中ニはしづ

まりかへつて音もせず堀さかもぎ引破り乗入見けるに、宵におち

行事なれば老人もなかりけり、此由義光公も申上げれば能登守を被召今度其方の忠節に依て天童早速退治せしなりと本領

一倍の領地を給り天童支配をも縦（仮カ）に預け置たまひけり

柏木山合戦之事

一、爰に上山と申所に満兼と言人有り、是は義光公伯母婢たりと言へども互に中不快也、有時満兼里見内蔵助同民部と申家の子を集め申されけるは、方々茂存知のごとく義光公とは不和也、しかれども上山少地の事なれば一身の覚悟を以て敵対し難シ、されは仙台ノ

婢 一然も

照宗は義光公の妹嫻にて・其腹に男子式人有りと云へ共、日比義光公不快にして通路無之の由及聞候間、此人を頼ミ加勢を申請本望を可逐と思ふはいかにと有ければ、兩人承り尤の御計策二候、照宗公大勢にて御加勢あらば定而義光公上山近辺迄出馬有て御対陣可有

←方々

之間、其内に御手前の人數峰々谷々へ廻しおもひよらざる・掛り戦はんニ勝利を得んこと疑なしと申ければ、満兼不斜悦て則照宗公へ使者を以て日頃我義光に属し意恨有と言へ共一身にてハ合戦難成、照宗於御出馬二者某案内致シ謀を以て戦者立所に勝利を可得、左あらば照宗公最上を御手に入給ハ、端々は満兼支配仕度旨委ク被申越けるに、内々照宗公も最上之内に一身の輩茂出よがし手遣せんと思はれける刻なれば、流れに棹さすと悦で押付出陣可有之よし御返事懇なり、然るに此事無隱義光公及聞給ひ伊良子宗牛と申老武者を召宣ひけるは、成沢の出城は今度の手合成ル間其方急ぎ成沢江行道忠に力を合籠城せらるべし、城中ノ若

者共打て出ンとはやり候共必ス制して老人も柵外へ出すべからず

とて被遣ける、去程に照宗公大勢を卒（率）シ出陣有て軍評定を

被逐、軽井沢迄働き在所之ものを呼出シ成沢之城の躰委ク尋

給ひ、其後満兼に向ひ宣ふは成沢の城には代々の家、の子七十二及

道忠を置又加勢として六十に余る宗牛を遣ス事義光の心

底を察しミるに若きものはやりの儘に打て出勝負を決せん

事を好物なれば自然敵の方便に乗て城を丈夫に持難し、

其内地戦なれば色々計策を構へ不意に人数を兎シ城中も

見合討捕べき分別と覚へたり、去は甲斐国武田信玄の枕

屏風に今日日本国にて剛の者と名を呼るゝものを聞出し書

集るに此伊良子宗牛四番目に在ると也、如斯大剛の者籠

居たる城なれば早速に落城する事有がたし、かくて味方攻メ

あぐんて有所江、義光国中を催し大軍にて後詰あらは由々敷

大事可成と有ければ、満兼承て義光上山迄出陣あらば山谷

に人数を伏せ置不意に軍を発するならば利あるへきと存し

か共、義光思慮深かうして道筋之城へ加勢をのみ着越その

外は中途に控へ居被申と也、去は味方小勢ならばいつ迄も敵の

働出ルを待可申候得共、かく大勢を属しながら謀あれはとて軍

をもせず数日を送り候はんことあまりに無言甲斐候間、成沢ノ城

陣

を丈夫に押へ義光□（下）に奉）取給ふ処へ押掛ケ御一戦有て勝利を取

得候ハ、成沢の城は已と退散可致とそ被申ける、照宗公

任

聞給ひ可注其意之間満兼先陣にあられ候へとて軍評定ハ

究りけり、去程に義光公にも氏家尾張守・野辺沢能登守

申けるハ

其外家の子郎等召集め軍評定有けるに尾張守進出て聞躰

一し

敵は大軍也、殊ニ満兼案内者の事に候へば、敵の策事を不知・而上山迄深々と働候はん事無覚束存る也、敵縦成沢の城を攻る共中々以テ五日十日ニは攻落事成間敷也、是願所の幸なれハ後話有て城中ともみ合戦を決せられ立所に勝利可有、若敵成沢ニは

陣

押多を置此方へ働出るならば、柏木山辺ニ御□(βに奉)を被召茂り之内に伏兵を置不意に軍を発せば御利運無疑と両儀分て申ければ、此儀尤可然と柏木山辺迄打出給ふ所江成沢には押へを置此方江働之由告来りける間、さらば爰にて相待とて先陣野辺沢

陣

能登守ニ□(βに奉)氏家尾張守其外以上七手に備へ給ふ、小泉掃部・加藤太郎右衛門に鉄砲式百挺相添此方方相図の太鼓を可打之間、其時に

旗

照宗籠本へ打かけ候へとて柏木山へ遣シ伏置れけり、然に照宗公は

陣

柏木山麓に陣取たる由聞給ひ、満兼先□(βに奉)にて押寄松原と申所ニ而互に先手入乱半時程相戦両方江颯と引暫く息をつきける

陣

所に、義光公出□(βに奉)にて相図の太鼓を打ければ遅しと待シ伏

陣

兵共一度に立上り山の腰へ走り掛り照宗公の本□(βに奉)を横合に見なし式百挺の鉄砲を入替く雨あられの如く放シ掛ける間、思ヒ不依事なれば照宗の旗本色立裏くずれてミへけれハ、得たりかしこと野辺沢のとの守例の鉄砲引きげ真先に掛ケ入ハハ飯田

陣

陣

小十郎もおとらしと続たり、是をミて能登守ニ□(βに奉)は不及申にニ□(βに奉)氏家尾張守備江を崩シ我先にと切て入しころをかたむけもみに

もんで戦へば、なじかは以テたまるべき、先□（下に奉）一つに成て逃行を追詰く
討捕けり、味方手重く追かければ照宗公も既にあやうく

ミへ給ふ処に譜代の郎等共返し合防ぎ戦討死しける、其間二漸
上山惣城迄引取り給ひける、かゝる所に照宗公の御奥方張り

興

興に被召上山迄来り給ひて、頃日者何方への御陣と思ひしに兄弟
の御合戦是に珍敷事哉、父義守公御誓（逝）去之刻照家公を御枕
本へ呼給ひかまひて義光と中能之致候へ、年月送る内には幼少ノ

正宗も成人致候へ、兄弟互に水と魚の如くならば縦上杉佐竹

一味して寄来る共恐くは不足なき所也、去は仙台の家の古

老等義光公心躰を憚り、最上の者共は照宗後勳を恐思様ニ

は成へからず、能々嗜候得と御遺言有しも、昨日今日の事成に早も

忘れケ様に弓矢を取り給事のうたてさよ、急ぎ此陣を給へし、

若此儀御承引なきに於みては先目を爰にて殺し給与泪を流

し宣ひける、照宗茂内々誰も制せよかし可引取と思召折から

なれば、是を幸と悦義光へも御申候へとて翌日未明ニ帰陣有しなり、

満兼生害之事

一、去程に義光公氏家尾張守・伊良子宗牛を被召今度之合戦

此

無事になり照宗退散被致事天のあとふる所也、いさや先刻上山

ゑ押寄満兼を討捕へし、上山勢は先日柏木山の合戦におくれ

を取ると言、又ハ照宗退散に力を落シ臆病神付て攻にたやす

かるへしと有ければ、氏家進出て御誕尤ニ候得とも満兼家の子ニ里見

士

内蔵助同民部後ニ越後守と号とて隠れなき剛之者有り、其外士卒（率）ニも

数多の誉れを取たる者共多く候得者早速攻落シ事成がたし、数日と送るものならば又照宗公御加勢あらんハ必定也、然者由々敷御大事に候間、所詮謀を以テ兵を不用して御退治可然候、其知略と言は私腹心の如く召仕候者の弟出家に罷成上山に寺を持候ゆへ日頃専ら里見兄弟へも出入仕候、就夫内々兩人の心底を承候に内蔵助者道を嗜者ニ而候、弟民部ハ武勇の達者古今稀成ルと言へ共常々其身を高え思ひ入たるものゝ由、彼出家物語致候間民部方江所領を過分に可被下と御書を被遣は則御味方ニ可成者

と

に候、民部さへ御味方に参候ハ、満兼を討取り申儀可安候・申ければ、義光公聞召此儀尤可然、兎角彼出家を以テ先里見兄弟が心底を引見其上にて御書を可被遣と宣へは、宗牛も尾張守策寔に宣敷覺候、此方便にて満兼退治御手間取間敷と申上候故義光公珍重に思召けり、去間尾張守彼出家を呼寄宗牛と兩人にて申含め遣シければ、此出家も日比者切々里見兄弟所江出入無他事躰にもてなしける間兩人の者も別而懇に言葉をかけける、しかるに有時彼出家内蔵助に申様、御存知のことく私

申越候ハ其地へ出陣あり

兄弟尾張守所に罷有候バ昨日以使を・義光公一決せり然らば在々とてもたやすかるましきの間我々式にも意得致候様ニと申越候、今迄仙台照宗公を高き山深き海共御頼候所ニ、先日柏木山合戦以後義光公と御無事ニ被成候得者誰有て後詰申者もなく落城程有まじく候、然者里見の御家も共に断絶せん事歎ても余り有未敵寄来らざる内に何とそ御分別候得へかすと申ければ、内蔵介つ

く／＼と聞て、尤其方被申候如く今は義光公と仙台の照

宗公御和睦の事なれば、あへて味方の助可仕兵なし、其上此城多勢を引請一戦も可防要害にあらず、去は日を経ずして

落城せん事無疑、然といへとも代々の主を捨身をのがれんハ武士(士)の

本意にあらず、所詮義と其に討死せんより外無他事と申ける、

内蔵助所存中々味方に成間敷と思ひければ兎角の問答ニ

も不及、夫方直に民部所江行右之通申ければ民部ハ内蔵助に

反して歎て申様、上山の小勢を以テ義光公の大軍に豈一日も敵

対ならん也、縦先々の如く照宗公御加勢有とても堺を隔つれば

俄の役には立す、まして今程義光公と御一味の事なれば当

家の滅亡時日を不可廻らす、其上義光公ハ知仁勇の三徳を

兼其誉れ世に高く近隣随付ずと言事なし、我此道理を知ルニ

依て満兼へ諫言を奉り義光へ降参有て可然之由申といへども、

放て承引なし、かゝる主人を頼やみ／＼と朽はてん事無念至極成

間所詮義光公江御味方を申身をも立先祖を祭らんと思ふと

言へ共、夫も忠節の人とは言ずして降参不儀之者と名を呼れん

事も又口惜ければ、心指を決して年月と送ると懇に語り

←公

←し

けるに、彼出家嬉しくて縦満兼・こそ貴殿の諫言不用・て

御滅亡有ても里見の御家長久於ゐてはかく申我々式地下

人に至る迄安堵の思ひをなすへし、克々御思慮を廻され候へと申て

立にけり、夫方尾張守方へ来り右之通委く相述べられ、尾張守

大きに悦彼出家を私宅に留め置宗牛を伴ひ義光公の

御前江罷出内蔵助兄弟所存之段一々申上ければ、義光公御
悦不斜して、当座の引出物として白銀拾枚給り民部方江

御直筆に懇に被遊彼出家に被下ければ、御書を請取急民部

方江行向て申けるは、先日被仰越候儀卒（率）度尾張守に物かたり

致シ候得者、内々貴殿武勇に達し給だんを義光公ニも聞及候

とて席を窺能様にと取繕と被申上候処に、御悦喜無限則御直

筆を被遣候とて取出シ渡シければ、民部三度戴拜見仕候ニ今度

滿兼依企逆心を為追罰雖集兵を諸民迷山野に候事不便

の余り暫く令猶予所に、其方心底之趣喜悦不浅者也、急に

滿兼を討捕猶被励忠勤者滿兼跡式不殘可知行者也読て

御書をくる／＼と引卷彼出家に向ひ、今度我等心底之段義光公

の御耳ニ入ケ様の御直筆に預り候事偏に貴増（僧）の厚恩成と白布

拾端取らせ、此上は兄ニ而候内蔵助ニ申聞セ若無承引者指殺シ其

後滿兼を可討捕、兎角ケ様之評定をも為遂ンに候得者、義光公

御心易被思召候、近習の侍老人被遣候様にと申ける間、則罷歸り此

由申上ければ、尤可然と尾張守聳矢桐を被召右之旨委ク被仰

聞上山へ罷越諸事の評定可遂、自然滿兼民部逆意を洩

聞落行事も有り不成先に国中に披露有てはいかゝ成間敷と号、

養生の為と上山へ湯治致由諸傍輩にもきかせよと有間、委細

畏て尾張守と計遂内談を其外の一類傍輩ニも病氣故御

暇申上山へ湯治仕候由申ける間、山形にては一円民部逆心ノ沙

汰はなかりける、扱矢桐相模守民部に致対面諸事申談シ

其上二而内蔵助を呼寄義光公頼忠召之旨両人して申ければ、内蔵助以外の外気色を損シ御身は被頼候共此内蔵助ニ於ゐてハ全く二心なしとて立ツ所を兼而定置シ事なれば、次の間に居たる大力の若者共走り出て引組指殺ける事、延引して此儀満兼洩聞落行給ふ事も可有之間、則今夜忍入討可申とて日来民部方ハ無他事出入したる満兼の近習の侍佐竹平内と言者を呼寄ひそかに頼ければ無異儀同心してけるの間、則二心有間敷との誓紙を書置、今夜忍入安々と討捕り可申候間、御坪のかけがねをはづし置候へと堅く申含返しける、扱夜半計に相模守と民部両人難なく忍入手勢を集メ用心きびしくしたり案の如く夜明ケ満兼を討捕ければ、満兼生害を伝へ聞近習外様の侍上を下へ騒働しける処へ、民部使者を以テ満兼依被企逆意を義光公仰を蒙り討取参らせたり、内蔵助茂満兼と一味之間昨日討捕所也、幸為使者と矢桐相模守我等屋敷に被居候間何茂早々降参致さるべし、若於異儀之輩あるには速に誅殺之由申ければ、此儀如何有んと僉儀まち／＼也といへども満兼は生害成杖柱共頼つる、内蔵助は討取たり、民部ハ如此なれば誰を大将として籠城すへき様もなく我も／＼と民部所へ行降参しけり、然ル間相模守罷り歸右之様子委く申上げれハ義光公御喜悅有之、尾張守を被召今度の策いつに勝れたりとて領地を増給りけり、押付民部も山形へ参御礼申上げれば御約束之如く満兼諸職二万八千石

被下、其方上山へ罷歸り内蔵助子共を尋出シ可討と被仰付けり、むさん成哉内蔵介内室は乳母老人召具しとある在郷に深く忍ひて二才の忘れ形見をひざの上に置明暮歎き居たれける処に、民部上山へ歸り内蔵介子共を於隠置者可為曲事訴人致さば褒美は望

次第成べしと国中を触ける間、上山の住居も難成て沢の内ノ安養寺と言寺へ歎入頼ければ、住寺心やさしくて甲斐くしく請取ふところに入山越に仙台江行一類の有けるにとらせ養せけるに、年月を経て此子長に成て父のあたを報せんと山形へ忍ひ入民部をねらいけれ共用心稠して不叶、せめて無念を散せんと其時民部と同心たりし一類共を数多打取りける、その手柄中々筆にも難及働也、其後正宗公へ被召拘大坂御陣

(抹消)

にも二三度手柄を致シ宜召仕給ふ処に、百姓公事をかさばき悪敷とて仙台を立退、紀州へ参り里見勘四郎と名乗御旗本を預り居られける、今程は七十五六歳にて可有なり、

野辺沢能登守勇力之事

一、野辺沢能登守は力量人に勝れたる由道々聞及給ひける間の程御覽可有とて近習外様之内にて強力の者共を七八人撰ミ出され、則此衆計御供にて義光公を始何茂ゆかたひらを着シ俄に能登守屋敷へ御出有けり、此由能登守も伝へ聞支度致シ

の

其身計老人広間に大庭へ罷出、今やく／＼と待かけたり、頃者七月十五夜の事なれば照月もくまなく昼よりもあかくして互の力もいちじるき折節、七八人の者共能登守居たる大庭へ走り出て

壹人ふたり取付たる所を、かいつゝみ七八間程なける間叶まじ

とて残ル四五人の者共前後左右より一度に組付打たをさんと

しけれども、本より大力の覚へ取たるのとのかみにて物の数共せずけた

をしはねたをし義光公へ飛てかゝる、義光公此躰を見給て、

中々御力に難叶ければ跡をも見ずして逃給ふ所を能登寺追詰

後よりいたきければせんかたなくや思召しけん、片原式尺四五寸廻りの

桜の古木有けるにひしと御取付候を、能登寺は引放し申さんと

むたいに引けるに義光公は引放されじと互にもみあふ力二而、あた

りの土式尺程くずれ此桜木根引にくつと抜ければ、能登寺も肝を

つぶしそこにてはなしのきにけり、義光公御機嫌大方ならずし

て被仰者、のとのかみ力の程ハ及聞たる方ははるく、いやましなり、

去年一年千手堂にての戦にも勝に乗たる味方の勢を其方一

人にてまくり立追返シけるも断やと宜ひ、則御城江被召色々

の御褒美給りけり、夫方して能登寺は国中にならびなき

大力と諸人知り申けり、

兼山之城開退之事

一、角て義光公御威勢日々に重り国中大形御手に属すと

言へ共、国の末に鯉延と申所の領主佐々木典膳兼山に在城して

義光公御下知に不随之間、以使者を急キ山形へ出仕可有之旨被仰付

ければ、典膳大きにかつて言く、我は佐々木の家としてむかし

より終に山形殿へ出仕申たるためしなし、然ルに今義光公威勢強

太に成給ふとて系図を捨降参致さん事思ひも寄すと申ける、

義光公此由聞召典膳は今年十六歳の若者なれば攻討ン茂

可被安とて大勢卒（率）シ打立給ひ、兼山近所の在々を放火し則引

取、其夜は野陣を被掛翌日未明に押寄、義光公自身兼山近所

の高山に登り城の躰を見分し給ふに、三方は巖石がとそびへ

上り可申使りなし、一方は鮭川と申大河を拘へ地の利全き城な

れば力責には不可叶とて、鮭川の一方をは態と明ケ三方に向

城を拵へ山の腰を堀切柵を付用心稠しく構城中の兵糧尽

るを待給ふ、則自も向城にまし／＼て鮭延の一方を案堵させ

天気能時分に小鳥狩杯に出たまふ、然ルに此城に井水一つ有と

言へ共、不足成故夜な／＼忍ひ出沢辺の水を汲けるに、是を窺ヒ

知りて岸を伏兵を置例の如く出ける水汲を一人も不残打捕

けり、典膳不安思ひ有夜水汲を出し跡を究竟の兵百余人

付出す、味方の伏兵共是をは不知していつもの水汲と心得真

中に取籠討捕ンとしける所に、百余人の者共二手に成ツて切先を

揃打て掛れば、味方の兵こらへず一度にばつと追立られ我先

にと逃行けるに、其近辺に陣取し武田兵庫此由をみるよりも

一騎がけに乗出シ敵二三騎切て落シ火花を散し戦と言へども、

郎等者未不統敵は大勢にて前後を統深手三ヶ所蒙り終に

被討て失にけり、敵此首を取て切先につらぬき勝時を噛と

揚城中へ引入けれ、漸此刻味方の諸勢馳着けれ共敵はや引

陣

入ければ力なく本の□（下に奉）へ引返シけり、義光公此由聞召大きに

立腹有て、迎も此城三月の内には己と落城すべきに少シの

事に目かけ味方の負をしける物哉、自是以後敵勝負を決

せんと打て出る共味方の勢老入茂柵外江不可出と堅ク下知

し給ふ、案の如く城中には兵糧つき牛馬を差殺喰けるが、

此儘にて餓死せん方は未力の不落先にはなやかに一軍して討死

せんとして追手の門を開き一度に打て出けれ共、兼而御下知の事

なれば味方の勢老人も柵外江不出弓鉄炮を段々に備へ待

掛けられ、城中の兵是を見てあれへ掛り策を破らば只的に

なりて可被討とてするわぎ一つもなく城へ入らんと詮儀まち／＼

成けるに、凶書之助と申家の子進出て沖茂此城ニ而功ヲ立ン事

難成、屋形は未若年なれば未頼母敷候也、幸鮭川の方は

義光公被明置候間一先庄内へ御退有て可然と申に評儀一

凶に究りて、其夜諸勢こと／＼く船に乗庄内悪屋形を

陣

頼落行けり、夜廻りのもの此由を以て急ぎ御本□(βに奉)へ参り城中

声

の勢今夜落行けるに鮭川の方に人撃多して明松其数

ミへ候由申上ければ、義光公聞召尤左あるべし、乍去子細ある間

落ばおとせとて其夜ハ静りかへつてまし／＼けり、翌日未明に

押寄見給ふに、やせたる馬四五疋有て人氣も更になかりける、

諸勢是を見てかほと兵糧につまりたらば防に力無して攻

落ン事安かるべし、不知して打もらしぬる口惜さよと口々に申

ければ、義光公聞召我は是を知ると言へ共典膳は文武達

たる若者と言、其上系凶も佐々木の家なれば旁々助ヶ置

味方に成さんため空不知して落シぬる也、定而悪屋形を

たのみ庄内へ落行べきと宣ひけるか、案の如く悪屋形滅亡の後氏家尾張守を以テ降参致し山形に相詰御奉公被致ルに、武勇のみならず才覚迄ひいづれば本領を返し給ひテ鮭延越前守と号シ後は御家の執検を被仰付候也、

悪屋形滅亡之事

陣

一、去程に義光公去年兼山方御帰□(下)に奉之刻草薙備前守御寝所江被召終夜被仰合事有り、然るに其翌年の春備前守常々堅く被仰付候殺生禁断の山江行鹿狩追鳥様々乱行をなせり、義光公此由聞召大きに御腹立有之宣けるは、此山には父義守公墓所あるに依て日来堅く殺生禁断に申付たるにケ様の悪行をなす事前代未聞ノ曲者也、しかれ共備前守忝武田兵庫去年兼山にて討死しける間、その忠儀に免し命のたんハゆるし置也とて国中を追放故、無量非庄内へのがれ行悪屋形を頼ける、光安も備前守咎の様子委く聞届二度山形を帰るべき者にあらずとて則近習に召置たまふ、本方備前守かしこき者なれば屋形の氣に入二三年の内ニ過分の所領を給り腹心のおもひをなしける、然に悪屋形代々之家の子に中務と申て六十余り之老人有、十式歳ニ成ル男子壹人持しを兼面屋形近習に被召遣けるが、有ル時少の誤り有て引寄せ手つから指殺し給間、中務老の歎き申も中々おろかなり、さればかなしみの余り思ひけるは縦少の誤あればとて今年漸十二歳未東西をも不弁年也、我数度の軍功を致シ今

既に六十に余る身にケ様の浮き目を見せ給ふ事返々茂
無情と恨み骨髓にてつししかば、病氣と号シ高坂申領地へ
引籠り明暮歎き居たり、残る家の子此躰をミテ中務が恨
みこそ断也、忠功諸人に勝れたる中務さへ如斯つらく当り給へ

ばまして我々杯は頼もしからずとつぶやきけるに有ル者・けるは、
或 ← 申

士 とを

山形の義光公常々仰に大将と士卒(率)は扇にたとへたり、かなめ
は主人、骨は物頭、地紙は惣勢也、何不足にて勝利可有哉、

士

夫故われ士卒(率)を思ふ事一子の如しと宣よし承るなりと

士

被語ければ、尤大将たるべき人の心持かくあらんに士卒(率)誰か命

慈

を惜まんや、しかるに此屋形之様に武勇を好有様ニて無是悲、
一旦威に恐れ上むきニは随と言へ共真実の忠を心にかくる
者は不可有と口々に申けれ共、屋形の耳を憚り中務方ゑ
音信の者一人もなし、去共備前守ハ下心有之の事なれば

なれ

夜に入人静而は忍ひやかに音信、色々の物語して中務が心を
慰め又は子息の事をも共に歎きける間、中務申けるは数
年したしき傍輩さゑ屋形に恐れ事問者老人も無に、御身
近年のよしみにて遠路をもいとわずケ様に毎夜来り給
浮をも慰めたまふ事誠に難有心指也と悦あへりぬ、然ルに
有ル夜雨しとやかにふり物哀成折節、竹筒杯為持行ければ、
中務出合今夜は雨ふり一入淋敷候に能こそ御出候とて
終夜の物語に国々の大将の噂に成りて、中務問けるは寔
やらん山形の義光公は慈悲を専とし万民に情ふかしと

承はさも候哉と尋ける、其時備前守答て、近年義光公

中

武勇を以テ国なし大形切随へ給ふば、近国ニ而鬼神の如く
雖申と内心は究て慈悲深く万民を一子の様に思ひたまひ

衰

年かたむき老□へたる者迄も夫々に扶持方を下行有て
哀み給ふと懇に語りければ、其時中務近く居寄さしや
きけるは、申出ス茂無面目候得共今度の有様余りにうらめし
く存ル也、去は光安十二歳の時越後の村上にて無比類働
其後茂数度の軍に忠を致シ終に庄内の大将と成し奉る
事大キ成ル忠儀にあらずや、雖然と我恨みを以テ此事を存
立ツには候はず、其方も常々見聞給通此屋形武勇の強キのみニ而

イサメ

聊かも愛の心なく、たま／＼諫を納れ国家の為に心宜者と
云程成は皆誰して停任の身となし諂を申者計威名

盛にて近習に時めけば、悪行日々に弥増国家の諸民一人と而
安堵の思ひをなさず、しかる間我万民の為義光公へ御味方

申ならば残ル家の子大形御手に属すべし、去は貴殿爰に
被居たる社幸なれ、急き此旨被致進注義光公於御承引者

近日山形江可落行也、さもあらば御勘気も御赦免あらん事無
疑と心底を不残打解申ける、本方備前守ケ様の為計策ノ

数年庄内に居住して諸人の心を引ミるといへ共、大事の儀な
ればいかゝあらんとはいかんをくたきける所に、中務如此申ければ

大キに悦ひ尤無余儀思召立也、悪逆の主を亡し万民ノ愁
を助給はん事諸大もいかてにくしと思召んや、乍去はる／＼と山

形迄落れんは謀の不足の処也、只この分にまし／＼て蜜々に一味すべき輩を相語ひ其上にて山形江注進申ならば義光公早速押寄可給、然者庄内境江出向ひ可有対陣の間其時城に火を掛跡ヲ追詰前後より戦ハんに、いかにたけき大将成共即時に討捕り可申と手に取る如く申ければ、中務つく／＼と聞て此儀尤可然、去ば一味すべき輩を相語はんと忍ひ／＼に招寄為万民のケ様ニ思ひ立間各々も一味有て給れと頼けるに、何茂屋形にあきはてたる事なれば願所の幸と悦我も／＼と同心しける、然ル間連判の起請

↑りて

文を可認とて夜更人静・皆々中務所へ集りければ、則備前守書を出シけるに各判形を相居渡シ、其上にて軍評定取行相図を極め此由備前守方ヲ山形江注進申ければ、義光公不斜悦給ひ今迄延引無心元思ひつるに、ケ様に悪屋形の家の子不残味方致候儀、寔ニ備前守忠儀不浅とて時日を不移さ大軍を卒(率)し打立給ひ、先陣者既に月山の嶽を越松根黒川辺迄打入ける、此由悪屋形聞給ひて近年鬼神の如くに申習わす義光なれば我相手に不足なし、何茂随分働き候

陣

得とて城を打出義光公の先□(下)に奉と川一つ隔て陣取給けるに、兼而相図の事なれば中務城へ入替り本丸に火をかけくろ煙天におほひ立上りければ、悪屋形を初め近習の者共こはいかになる事ぞと周章さわぎてミへける処へ、前後に備へし家の

旗

子共備へを立直すとそミへし屋形の籠本へ向て弓鉄炮を打入けり、是を見て川向に陣取し義光公の先陣本城豊前守

川の深さをも不云われ先にと渡し切て入れば、なトかにはもつて

旗

たまるべき、籠本一度に唾とくずれ跡をも見ずして逃行を
追詰〈討捕けり、悪屋形も近習拾五人にて五六町落のび
られけれ共家の子不残敵に成たる事なれば、案内者知たり
落給べき道筋を取切〈戦ける間、難逃して又馬を乗
返シ扱も無念の次第哉、近年草薙備前守義光の勘気を
蒙りたるとて庄内に居住しケ様の計策をせんためなるを
不知して心をゆるしぬる事こそ口惜けれ、此上は義光旗
本へ馳入て討死すべきとて既に掛出ンとし給ふを、近習の者
共取留め義光の旗本は是か一里先に陣取候間中々寄
つき給事成まし、道にて雑兵の手ニ掛り給はん方爰にて御
自害被成候へ、其内は我々防矢可仕と申所に、流矢来り
弓手のわきにのぶかに立ける間、最早叶間敷と思召跡を隠し候へとて
馬の上にて鎧ぬぎ捨腹かき切て失給ひけり、指も強キ大将
なれ共日比無慈悲成ける間家の子郎等心替りしてかくやみ
やみと亡び給事浅間敷次第也、去程に備前守ハ悪屋形の首を
捧義光公の御旗本へ参此由申上ければ御悦喜大形ならず、今度
其方の忠儀拔群故早速光安を討捕たりと宣ひ過分の領地ニ
御威帖を添被下、則備前案内にて庄内へ打入給へば中務を始
として今度御味方申たる者其罷出御礼申けり、何茂不残本
領給りけり、中務には本領ハ不及申に悪屋形跡式家財不残被
下、向後者家の子同前に可思召旨被仰渡ければ、忝事此上不可

有作去私六十に余りて一子迎も無之候得者、全ク後栄を存ニあらず、只万民の愁を助ンため御味方申上候間、御厚恩には身の暇被下候様ニ重て申上大和国金峰山と言所へ引入法師に成り八十才ニ而果けると也、其後義光公宣ば屋形も近国に無隠大将成ル間、菩提のため一寺を建立可有とて鴨浦と申所に寺を建、則光安寺と号寺領過分に寄進せられける、

十五里原合戦之事

一、去程に庄内の郡代として東善寺右馬頭に尾浦の城ヲ預ケ給ひ、介添として近習ニ召仕給中山玄番を遣シ置ける間、兩人して諸事を執行数年此城に有けるが私曲の事や多かりけん、地下人あきはて兎角上杉殿こそ慈悲は深しと承われ、いざや越後勢を引出シ上杉殿へ御味方致さんと口々に申ければ、衆儀難調ものなれば評定のみ空敷敷日を送りけるが、いや／＼此儀及延引にてはもれ聞へいかやう成浮目にか逢はん間、急上杉殿へ申入よとて連判の起請文を認め此旨越後へ注進申ければ、上杉殿大に悦本城重長と中大剛の侍大将に数千騎相添遣シ給ひけり、此事無隠兩人伝聞て急き山形へ早馬を以テ申上ければ、為加勢と草岡虎之助を被召義光も後話可有とて近習馬廻り計被召連山形を打出給ひ、諸勢ハ庄内堺へ出合可申之由触被遣けり、然者虎之助尾浦の城に至り兩人に対面シ軍評定しける、右馬頭申様者、今度の軍は大軍と云殊ニ地下人不残心替の事なれば、城中の下々にも敵一味の輩可多かる間、城持遂ン者

かたかるべし、かくてやみく／＼と責落されん方は敵寄来るとひとしく速に打て出花やかに打死して名を万代に残さんと存る也、しかれ共

城中の女童を越後へ被取かれは誰がし何がしか母妻成とて引

栖(晒)れん事口惜き次第成ル間、玄番は城中の妻子共を引ぐして

最上へ被送届候べし、定而山家く／＼にも一揆蜂起すへきの間片

時も急給へと申ければ、玄番是を聞て我此城に数年罷有、今

此事の及難儀て兩人を見捨城中の妻子を引具し立退なば、

諸人の見聞も玄番社女童に事を寄落行たるとて指頭の

嘲に掛らん事、世の恥る事なれば中々思ひも不寄と申切居たり

ける、其時虎之助申けるは能々心を静め聞れ候へ、右馬頭と

申は此城の本人也、角申我等は加勢に被仰付時今是へ参り

たり、御手前は右馬頭介添と被仰出し事なれば兩人とは模

様違ひたり、去ば城中の女童部に名有ル者共の一門多シ、是を

敵二不被取而最上へ無恙送り届給は、此城にて討死し給はん方は

はるかに義光公への忠節也、然るを人の嘲を重シ忠儀を次ニせらるゝ

は玄番には似合申さる心底也、其上今迄の如く城中に女童部

有之ば何としても夫に心をひかされて思様に軍もせらるまし、然者

義光公への忠儀と云又は諸人のため且は兩人のためなれば、世

のそしりをもかへりミズ疾々女童部を引具しき候へとかきくどき

申ければ、玄番も理におれ此上は兎も角も兩人の異見ニ任せ候

とて城中の妻子不残引具し城を打出けるが、又立帰り申やう

かまいてく／＼能々城を持堅め随分忠儀をはけまされ候へ、我等も

無恙山形へ送り届候ハ、則義光公の御供致シ頓て後話メ申さんと
女童部を先に立既に月山嶽を過湯殿の峠を越へける所ニ、
近辺の一揆共雲霞の如く蜂起して爰かしの谷々より

声

ゑいや撃^レを上げ責来る、玄番是を見て手の者共に向申ける
は、如此四方より来ル敵を追払はんとせば人数乱るべき間、其内二女
童部を一人にても敵に被取なば未代迄の恥辱たるべし、然ル間先
足早に向の山迄引とらば道筋の事成ル間敵其人数分ル事不成
して一手に成ツて追来るべし、近々と引請一度に取てかゑし
手いたく当ル程ならば其後はよもしたわじと下知而諸方より
せめ近付一揆には目をも不掛足早に向の山へ引上たるに、あんの
如く道一筋なれば一揆共一手に成て追かけたり、玄番
是を見て時分は能、かて返せや者共とて大長刀を打振て真
先にかけて入は、家の子郎等我劣らじとむらかつたる敵中江
ゑしやくもなく切て入、四方八面掛立れば、一たまりもなく谷底へ
まくり落され蜘蛛の子を散すが如く逃行を、一揆共なれば首を
取に不及、爰に追話かしこに追話打捨にしける事数を不知、味方
勝に乗て猶追行を此あたりは皆節所そかし長追するなとて
人数をまとめ暫く諫(陣)取けるが、あへて近付一揆なければ大息
つき女童部者人茂無恙山形へ引取ける、去程に本城長重数千
騎を卒(率)シ尾浦の城へ押寄けるに、城の本人東善寺右馬頭加
勢の草岡虎之助に向て内々申如く、迎も此城にて功を立ん事
難成ければ速に打て出花やかに打死せんと存る也、御身も続き

たまへと申せば、左右にや及とて十五里迄打て出二手に成戦はん
としけるに、城中に心替りの者有て本丸に火をかける間、
今は手分にもいらぬ事也とて兩人一手に成て重長先陣を打
散し二陣へかけ入むとしけるに、虎之助か乗たる馬鉄炮二当り
頻にはねける間、歩行立に成て面もふらず戦けるに、痛手数
多蒙り其身合期せされは、今は是迄也追ひ付給へ右馬頭
とて立腹切て刀を土につき立敵陣をにらまへ立すくみにそ死
ける、其跡に塚をつき草岡塚と申て今に有之と也、然二右馬頭
は何とかしたりけん、敵の中へ紛れ入味方の首を左の手に引
さげ血のつきたる大刀を打かつぎ川を渡りて歩行になつて
重長の本陣に近づき、今日の案内者にて候か、只今川端にて
城の大將右馬頭を討取候之間実検に入れ申さんため馳参シ候とて

声

高撃に申ければ、何茂高名由々敷候とて中を明てそ通し
ける、既に重長しやうぎに腰をかけて居給所を二三間に成り
しかば、持たる首をなかけ走りかゝつて甲の真向を丁と打は、
ためしの甲なれ共筋を四ツけづりさげ耳際迄切付たり、其時近
習の者其驚き前後左右方取巻切ける間、さしもいかめしかりし
右馬頭もつだく／＼に成て矢にけり、則重長此兩人の首と右馬
頭大刀を上杉殿江実検に入れは不斜悦給ひけり、其以後
此刀を上杉殿家康公へ進上有けるに、其比迄忒尺七寸有けるを
忒尺五寸にすり上右馬頭と号シ御秘蔵有しが、後者紀州様江
被遣けると也、去程に義光公も已に庄内堺迄出馬有けるに

尾浦落城致シ右馬頭・虎之助を始城中の士卒（率）一人も不残被討ける由聞へければ、義光公血眼に成て、扱々無念之次第哉、急き押寄両人が甲軍すべしと出給へ共、氏家尾張守を始家の子何茂申は、此度ハ俄の御出陣にて遠所の者は未馳集り候はねバ味方は常方も小勢ニ而御座候、聞躰敵は大軍と云、其上地下人不残御てきに成ル事なれば節所を越御働有ん事無覚束奉存也、然間御帰陣有て重而大軍を催し御合戦候様ニと達而申ければ、其後天下一統に治りしかば私の合戦難成故年久敷上杉殿領地と成ける間、義光も此事曰頃無念ニ思召ける処に、又天下乱れければ折を得て庄内三郡取返シ頼年のうつふんを散じたまふなり、

義光公物語上巻終

義光物語卷下目録

- 一、從上杉景勝公使者之事
- 一、家康公奥州御進発之事
- 一、近国諸將為加勢山形江馳集事
- 一、畑屋落城之事
- 一、上山合戦之事
- 一、仙台止宗公方加勢之事
- 一、長谷堂合戦之事
- 一、会津勢引退之事
- 一、下治石衛門降参之事

一、庄内退治之事

一、修理大夫殿生害之事

一、於天堂原馬揃之事

一、義光公逝去之事

一、最上諸侍知行高之事

従上杉景勝公使者之事

吉公

一、豊臣大閤秀次卿御こうせいの後、石田治部少輔為企叛逆、兼て

公

公

上杉黄門景勝卿と示合する事あり、就夫景勝卿も本国ニ帰り、
地下蜜々に隣国の諸將を相かたらいけるに、山形へも使者を以テ今
度秀頼公を守立奉らんため兵を集る所也、義光公も一味たる

事

に於ては関東への先手を可頼入、其上太津近国の交なれば
入魂致度候之旨委細被申越ける間、嫡男修理太夫殿・楯岡甲
州、其外本城豊前守・志村九郎兵衛・鯉延越前守を集評定有

公

けるに、義光卿言様有、景勝心底を察しみるに、秀頼卿御幼少
なれば家康公を亡し天下の政万雅意に任せんため、秀頼卿
に事を奇、近隣の諸將を催さるゝと覚へたり、去は各茂存の

如く、我等数年家康公の御厚恩請たる事、山方も高く海方も
深し、然るに此厚恩を抛不儀の企する景勝に一味すべき事、思ひ
茂不依迎もかく所存極る上は此使者を殺し不日に会津へ発
向すべきとおもふはいかゝと有ければ、鮭延越前守進み出、御定ま
ことにいさきよく候得共、退て愚案を廻し候に、景勝公も数代武
勇の家として関東一の大名也、殊に家康公へ敵対せんと思召
立る事なれば、よも一人の覚悟にては候まし、定而近国の諸
将にも一味の輩多かるべし、其上未勢を分ケ何方へも発向有
共不承候得者、諸勢会津に集り居ておもふ方も大軍なるべし、
かゝる所へ謀もなく味方の小勢を以テ不知案内の敵国江働なば、
千に一ツも勝利をえん事難叶、角て味方打負なば長途の
節所を何として引返ん也、然間先会津御発向之儀留られ、景勝
公へも御同心可有之よし御返事有之、急き此旨を家康公へ注進
なさるべし、左有て景勝公当地江発向之手合なれば、上山長谷
堂の城々へ加勢を被指越数日を送り給ば、景勝公和儀ノ偽
を伝へ聞、近国なれば必押寄給はん間、其時国中へたぶくくと
引入れ御一戦候ハ、地戦と云、又は時の宜きにより何様の謀も可
有之間、勝利を得給はんことたな心内に有と理を尽して申
ければ、義光公暫く御志案有之、越前謀尤可然と宣ひ、景勝
公多は一味可有之旨御返事被仰遣、家康公へも此趣を早馬
を以テ注進したまい、道筋の城々普請丈夫に被仰付それくりに
加勢を越給処に、又景勝公方以使者出陣御用意の為とて

金銀数多送り来ル、義光公見給ひ、迎も一味せんにあらされば

御送り物留メ置べき謂れなしとて既に返さんとしたまふ二、本城

豊前守申けるは、向後の儀者扱置、敵に此方の心底察られざる

様に先今度は留め被置可然候と諫ける間、義光公も尤と

御同心まし／＼て金銀留めおかれ、則番頭・物頭者不及申す、御馬廻り

已下迄不残分給りけり、去に依て近習外様の者迄も、こわいか

に義光公者会津へ御一味と覚へたり、思ひの外成ル事共かなと

つふやきて勇たる色はなし、然ル所に有ル者申けるは、家康公ノ

御恩を捨、会津へ御一味まこととは不思われ、秀頼卿方直々御頼被成候

共中々家康公へ向ひ敵対は有まし、色にこそ出シ給ハね、内々御

底意には大閤秀吉卿へは恨ミ深クまし／＼候由及承し也、其子細ハ

と申

義光公秘蔵のおこほど御娘有けるに、関白秀次公頻に御所望

被成ける故、もだしがたくして上方迄送り被遣ける所に、御対面さへ

なく剩へ秀次卿高野山にて御切腹の後、大閤方石田治部・福原杯

に被仰付、秀次卿の思ひ人三十六人六條河原にて害し給ひけるに、

義光公の御娘も其内也、折節義光公も在京の事なれば此由聞

給ひ世にも哀に思召、其前の日浦山筑後守と申者を召れ、明

日秀次卿の思ひ人三十六人於河原に害すべしと也、去は我娘も

其内也と聞聞、汝雜人に紛れ乍余所見て参れ、姫か最後

の駄語り聞せよと泪と共に宣ひければ、委細畏て候とて

罷立けるが、日比したしかりし者共に向ひ、明日大事の御

使に参る事、各被存候如く我数多娘を持候間、跡の儀ハ万

事心入有てたまわるべし、返すくも頼入と申ける間、聞人不審し、左程大事の御使とはいか成事に候と尋けるに、さのみ可隠儀にあらされは申也、明日姫君様の御最後の躰見て参れと被仰付たり、去は三代相恩の御娘如斯不祥の害に逢給を

乍見、おめくくと立帰り義光公の御前にて何と可申上ぞや、然る間雑兵の手にかけて申さん方は時分を見合走り出御首を討参らせ腹十文字にかき切四手三途の御供可仕と存詰候と語

ければ、聞人尤とかんじながら何茂申けるは、姫君の御最後の躰きかまほしく思召故被遣候所に、左様の心底余り短慮成

達

事に候と庶^レ留めけれ其中々承引すべき気色ハなし、然を何としてか義光公聞召、筑後申分理り也、様子見て帰ル計はたれにても苦しかる間敷とて筑後をば留られ、下郎のござかしき

者を被遣けるに、此者御最後の躰委く見て帰り申上けるは、

姫君を始め奉り諸国の大名衆の御娘又は高位高官の

公家衆の御息女、彼是三拾六人車一りやうに四五人宛乗せ申、

六條川原にて引おろしく御首をはね一穴に突埋み畜生塚

と名を付候由、有の儘に語り申ける間、義光公御愁傷限りなく

二三日は湯水をも絶し伏しづみ給ひけると也、然ルに又家康公

の御事は一年十寸五分有シ大河原毛の名馬を信長公へ進上

有けるに、則家康公御取次被遊夫を以後別て御懇情之段共

難申尽、去に依て義光公も常々忝しと思召ける間、人王二百

八世後陽成院の文祿三年閏白秀次奥州御出陣の砌りに

家康公も御供被成二男左馬之助殿後に駿河守を伴ひ参り
給ひて日来御心入忝奉存の余りに、左馬之介を進上可致候間
御膝本に被召置御心易く御用を被仰付様こと申あげ給は、
家康公御喜悅無限り、其方心入と云ひ亦は国持の子息
今度御彼(被)官始二候とて、則御名乗の上字を被下家親に
被成御馳走無残ル所 しかるにケ様の御厚恩をなけうちて
会津へ御一味思ひも不奇定而暫時の知謀たるべしと申ければ、
聞人尤左あるべしとていろを直していきみけり、

家康公奥州御進発之事

一、去程に家康公ハ景勝叛逆の告を被聞召六月十一日ニ大坂を

次右

御進発有之、伏見に一日御逗留被遊、鳥居彦右衛門・内藤弥左衛門・
松平主殿頭・松平五左衛門に御仕置等旁々被仰付、七月二日ニ江
戸の城へ入せ給ひ秀忠公と御評定在之、義光方江も委細の
御書を被遣、同十九日ニ秀忠公奥州へ御発向、廿一日家康公も
江戸の城を御出馬在之、同廿四日野州小山に御陣を居られ水戸
の城主佐竹左京大夫義宣方へ嶋田治兵衛を使として今度
会津御進発の先掛ケ可致、若同心なきに於いてはすみやかに
御進発可有之旨被仰遣ける処に、義宣諫シ申て云く、全く家
康公江対シ遺恨を不存と言へども、大坂に内室を留め置の故、
会津御発向の先掛ケ貴命に難隨のよし被申けるの間、
水戸表丈夫に押へ御父子は会津に御進発在之、景勝を退
治せらるべきと評定一決し候所に、石田治部少輔依企叛逆ノ

関西の諸將致一味既に伏見・大津の城へ取掛るのよし、国々の早馬七月廿四日之晩小山至て櫛の齒を引が如く因茲会津表は大崎宰相正宗を山形少将義光に被仰付、結城宰相秀康

洛

を小山に残シ給ひ、家康公・秀忠は御上落^レ在之、凶徒御誅罰可在とて同廿八日に小山を御立被成、武蔵野を経て御父子一同に江城に入らせ給ひけり、

近国之諸將為加勢山形江馳集事

一、去程に家康公が被仰下候御書、七月十三日山形江到来、拜見したまふに万事会津表之儀頼思召之旨御懇に被仰下、其上近国の諸將加勢として山形へ罷越候様ニと御下知ありける間、不日に馳集ルへきの条、軍儀を談し能々示合米沢口を乱入可致、家康公御父子も押付御進発可有之と云、然ニより義光公も近国を相待軍評定を遂会津へ乱入すべきとて数日を送り給ひけり、去間近国の諸將相隨ひ山形へ馳集り給故着到を付らるゝに、南部信濃守五千人、秋田藤太郎式千六百五拾人、戸沢九郎五郎式千式百人、本多源四郎四百人、六郷兵庫三百人、赤尾津孫治郎式百四人、仁加保兵庫百八拾五人、瀧沢刑部百拾人、内越孫四郎六拾四人、岩屋右兵衛四拾人とそ付にけり、右ノ人々一所に集り軍評定仕給ふに、先一味同心の起請文可有と則義光公への名付にて各連判かため有ける、其起請文于今最上の御家に有るとなり、其後義光公宣ふは、米沢口を攻入共敵も難所に出合防ぎ戦てたやすく破がたかるへきの間、軍の躰聞届ケ

我今山形を直に山中へ押入閑道を経会津国中江乱入ば、米沢口の合戦も味方の理運と可成存る也、いかにくくと有ければ、各此儀尤可然由宣ふ二付て評儀一決して米沢口へ義光公の御名代

として修理大夫殿二千五百余人を相添らるゝ、其外の諸勢都合老方七千六百四拾四人、南部信濃守殿を先手として段々に打出、其日は山形近辺に陣取給ひけり、かゝる所に上方二而石田治部少輔企叛逆関西之諸大名不残是に組し伏見・大津の城を攻

洛

取ける、家康公御父子も奥州乱逆を捨小山を引返し御上落有之旨諸勢の陣々へ櫛の齒を引が如く告来れば何茂大きにさわき給ふケ様に諸国なへて蜂起せしめば我々領内にも一揆の輩出来る事茂可有之間、先国中を静謐に治めんとて取物も取あへず義

光公へ一左右の届にも不及其夜ことく陣を払領分くへ引入給、野辺沢能登守・佐々木越前守・里見越後守此由を不聞ゆへ義光公の御前江罷出、下筋加勢の諸将上方蜂起の告に驚き

面々の領内へ引退き被申候、ケ様の時違交有間敷ために社連判之堅め在之しに、此方江一左右もなく起請文を破り引入り給事、豈而ハ

にあらすや

奉対家康公に大き成ル不義也、亦是国中の者其力を落シ可申之間、追掛ケ留め可申とて既に打出ンとしけるを、義光公深く制シ給ひ、各申分断なれ共今追掛ケ無理に留ンとせは同士軍出来シか、然者敵に隙を窺るゝの一ツ也、亦是ケ様にかうぎの沙汰に於ては結局てき一味の輩も出来シか、左有に於てはかへつて奉対家康公へ大き成ル不忠ならずや、其上かく諸国一同に蜂起すと告来者

面々の領内無心元思ひ給は無余儀事也、元方我一命を家康公江奉らんと存る上は右之人々の加勢を頼にあらず、旁々さへ無恙

日来にたがわず我に一命を給らば、一身の覚悟を以テいか成大敵ト戦ふ共さのみ越度は取間敷と理を尽し宣ふば、何茂承り

御説尤二候、我等血氣にまかせ卒爾成ル事を申上候事とて還て

赤面に及べり、去は其比丹野与三右衛門と申隠居の老躰ニ金山の番所を預ケ置れけるに何茂下筋の加勢衆引入給を見而木

戸を打扈人も不通、然る間木戸を開き急ぎ可通之旨使者ヲ以テ

被申ければ、与三右衛門承り義光へ為加勢と御越候処に敵の

旗をも見ず引返し給は何様上杉殿へ御一味と覚候間、義光

指図なき内は金山を通し申間敷候間、則此旨山形へ申遣候間、

其内乍御太儀御待候様ニと申けり、去に依て夫(使)の者に番所の

躰御尋有ければ、使の者申様木戸より見入候ニ出シ堀の窓こと方

鉄砲数百挺掛ならべ火繩をはさみ打出ス計に構置候、又後ノ山に

峰

赤旗白旗拳の嵐に吹なびかせ、木隠のほのくらき所に数百人の

人数並居て木戸を破らばかさ方落シ掛シ躰に相見江候と申ける

間、暫く通り兼てまし／＼けるに、近習の若者其口々に、与三右衛門老

人にさゝゑられ爰にて時刻移す事誠に無念の至也、去は是

程の番所何事か候べき、無理に押破て御通り候へかすと申ければ、いや／＼

それは卒爾也、尤押破ぬは安けれ共さらば上杉殿と一味と沙

汰有て関東方の御とがめうたがい有間鋪間しばし待とてひかゑ

給ふ所に、義光公へ遣したる使者走り帰て急ぎ通シ候様にと申

来りける間、与三右衛門罷出木戸を開き御通り候得とて通しける、其時立寄番所の躰を見給に掛ならべたる鉄炮も有り、亦棒杯も鉄炮の如くに見せ火繩を縊りたるも有り、扱後の山に立おきたる旗をミれば、赤帷子・白帷子をときて木の枝に結付たるにてぞ在ける、其外女童べ迄言人茂不残はち巻をさせ、木隠のほのくらき所に置ける間、大勢籠たる様子に見へたりける、与三右衛門当座の謀事誠に神妙也とて皆かんし給となり、

畑屋落城之事

一、去程に上杉殿には義光公一味可有との御返事を寔と心得油断有ける所に、近国の諸勢加勢として山形へ馳集るよし伝へ聞、扱はたばかられぬるよと大きにいかり家の子郎等を召集め宣ひけるは、義光一味は当座の計策にて近国の諸將を相催シ近日既に当地へ発向之由、無其隠れ間難所を構へ防べし、

達

亦此方を庶て可打寄かといろく評定有けるに、示合せし関西一味の諸將大坂にて勢揃二手に分ツて伏見・大津の城を攻取り猛威を振のよし注進す、そのみならず加勢として山形江相集りし近国の諸將も大形蜂起の告に驚き退散の由申来れば、旁々大きに理を得て此上は急ぎ山形へ押寄せ義光を退治すべしとて直江山城守并ニ春日左衛門・上泉主水・杉原常陸をいくさの大将として出羽国江打入給、爰に道筋の山際ニ畑屋と申小城有り、日来江口五兵衛に預ケ置しが逆も近辺に高山多くして多勢を引請利を得べき地にあらず、然ル間てき

不取掛ヶ先に急ぎ山形へ引入可申之旨再三被仰遣ると言へ
共五兵衛曾て承引不致、常々此城に罷有候もケ様の時の為也、
しかるに國中無為成ル内は領地任今あやうきを見て開退候ハ、
諸人の笑草たるべし、本が一命を奉る上は此城にて花やかに
討死し忠儀死後に残シ申さんと可引取気色はなかりけり、
去間義光公もせんかたなく思召矢桐相模守・飯田播磨守・富並
忠右衛門・日野伊賀守に御馬廻り百騎計相添急ぎ畑屋江行
五兵衛を引取候得とて被遣けり、しかるに直江山城守ハ色辺修理
亮を先掛として九月十四日に畑屋の城へ押寄ひた／＼と取

声

卷時の撃^レを上げれ共城中にはしづまりかへつて音もせず、
寄手勝に乗て持楯かい楯つき寄／＼我先にと攻入ける処に
四方のやぐら方筒先を揃ゑ雨あられの如く打ければ手負死
人数百人に及べり、然る所に先の夜城中を忍ひを出シ敵の旗
指物四五本盗み取けるに、卒爾の者有て塀の間に立並べける
間、寄手是を見てすはや誰々社城中へ乗り入給ふとミへたりと
互に気をはけまし手負死人を乗越はねこへ親討るゝをも
かへりみず子討るゝも不助我先にと攻入勢ひはいか成天魔
はじゆんもたまるへきとはミへざりけり、され共五兵衛は兼て討
死を思ひ定し事なれば少も憶したる気色もなく鎧の上に
鎖帷子を着し十文字の手鍵提敵の真中へ面もふらず掛
入しに、嫡子小吉甥の忠作を始として家の子郎等劣らしとて
切て出しのぎをけづり鐙を割東西南北入違ひもみ合死を一

拳にあらそいおめきさけんで戦ければ、さしも進んだる奇手此勢に僻易して持楯かいたで打捨一度にばつとそ引たりける、其跡に手負死人の伏たる事河原の石の如く也、奇手の大将直江山城守も攻あぐんで居たりけるが、爰に究竟の事社有とて弓鉄砲をすぐり城の後成ル高山へ取あげ城中を目の下にして指詰引詰散々に打ける間、楯籠たる士卒ふせぐべき様もなく今はかうよとミへしかば城中の弱兵共塀を越へさまをくぐり我先にと落行けるに、奇手是に氣を得て亦ひたくくと取廻し城へ飛入熊手を持て塀を引たおし我もくくと入ければ、五兵衛打残されたる兵に向て、最早此城にて功を立ん事難成り、いざや心能く今一軍して腹切らんとて大手の門を押開き血

声

しほにそめたる太刀を真向に指かざし撃たに名乗りうづまひたる敵の中へ死物ぐるひに切て廻りける間、面をむくべき様もなく、去れ共敵は大勢也、荒手を入替く責ければ終に拾人計に打なされ、今は是迄ぞ雑兵の手に掛るなとて走り帰り腹かき切て臥ければ、奇手我もくくと乱れ入三人の首を取火をかけ時をどつとそ挙たりける、去程に加勢として被遣し者共駒を早めて急ける所に畑屋落城之由告来れハ、扱は力なし申中途方引返しけるに、矢桐相模守・飯田播磨守兩人はいざや落人を助けんと猶々馬を早め式十町程行たるに、城中の男女は不及申に近辺の在々畑屋落城に驚き取物も取あへず山形指て逃来るを敵分捕せんとて雲霞の如く追かけたり、

飯田播磨守此由をみるよりも矢桐相模守に向て申けるは、御身は
落人をまとひ退れ候得、我々跡に残て防ぎ申べしと言もあへず大
勢に渡り合討ツうたれつ火出る計に戦ひ二三町程まくり立れ共、
敵大勢なれば跡を取り切前後方も攻ける間、指も剛成播磨守も
せい力つき終に被討て失にけり、相模守是を見て、播磨守を
討せて何の面目有て二度人に面をむけんや、我も討死する
そとて馬の手綱を引返せば、家の子郎等主を討せしと我
先にと取て返シ、追乱れたる敵の真中へ掛ケ入り十文字ニ打破り

塵

四方を払て八面に当り、数刻変化して命を□(鹿に生)芥方も軽
じ追伏く切巡りける間、なじかは以てたたるべき立足もなく
追立られ散々に逃行、手向する敵なければさながら自害二も
不及、捨置たる播磨守が首をひたゝれに包、落行男女を先ニ
立山形へひき取けり、去程に直江山城守は畑屋の城を攻落シ、
城主江口五兵衛・同小吉・同忠作其外首数三百五拾景勝公
の実検に備へければ、大きに悦給ひ、此上は急ぎ上野山・長谷堂
の両城へ取掛ケ可責よし宣ひけり、

従正宗公加勢之事

一、去程に畑屋落城に驚き国中の者共右往左往に騒動す
る躰を義光公聞召て、力を付ンため仙台の正宗公へ急ぎ加勢
を給るべきの旨被仰遣ければ、正宗驚きたまひ時刻を移さず
伊達吉岐守に遠藤弥兵衛を相添騎馬百五拾騎其外歩
行ノ者台ア千百式拾人山形へ被指越けり、則義光公兩人に対

面有て宣ひけるは、此度正宗の加勢を頼み合戦を可遂ニは
不非ども、国中の者共力を可付ために申遣ければ早速の合
力令祝着候也、去は先年正宗相馬と合戦之刻此方々加勢
をつかわしたり、互に一門の見付はケ様の時にあらずや、其上

関東への聞ニも可然ぞと有ければ、兩人謹而承り御誕尤之由申ける也、

長谷堂合戦之事

一、直江山城守は九月十四日に畑屋の城を攻落し、勝に乗て軍
兵を二手に分ケ長谷堂・上野山の城へ取掛ケたり、其頃長谷
堂には志村伊豆守在城しける間、加勢として旗本組百騎
小筒足軽式百余人籠置れけり、然に九月十六日二直江山城守
長谷堂に押寄拾一町を隔て須加沢山に陣を取バ、春日左衛門ハ
同山の尾崎に備へを立其日は城の位を窺ひ明日未明々可攻
となり、城中の若者共打て出んとはやりけれ共、伊豆守加勢の
衆と申合せ壱人も柵外へ不出しつまりかへつて居たりける、
しかれ共其夜伊豆守家来大風右衛門佐・横尾勘ケ由を大将と
して夜討に馴たる若者式百人撰ミ出シ相言葉を定め二手二分テ

声

春日左衛門陣へ忍ひ入撃をも立ず追伏々切廻シける間、思ひ不
寄事なれば陣中上を下へと震動して何れを敵共見分
ざれば当るを幸に同十討する事数刻也、大将左衛門も馬に可
乗隙もなく漸太刀計追取て山城守陣所を指て逃行ける、
夜討の者共逃る勢に追すがふて山城守陣を伺けれ共用心
稠しければ不及力城中へ入、討取首共百拾五伊豆守実検

入れければ喜悅限りなく褒美残る所もなかりける、其夜城中の勢も八人討死しける也、去程に敵長谷堂に取詰るの由、義光公被聞召鯉延越前守を被召宣ひけるは、内々長谷堂の城ゑは加勢丈夫につかわし置といゑども未無心許之間、其方急ぎ長谷堂へ行伊豆守に力を合諸事の評定可被致、相かまへて日来二申付シ如く城中の勢老人も柵方外へ不可出スと有ければ、畏入候とて手勢を引具し長谷堂へ行伊豆守に対面し御意之趣委く申渡シける、しかるに寄手十六日の敗軍を無念に思ひ、十八日に春日左衛門先陣にて惣堀まで攻寄ルといへども、城中二も少もさわがす四方のやぐらより鉄炮を雨丸雪の如く放し

葦

掛けるに、稲麻竹茸のごとく打圍んだる敵なれば空矢は一つもなく時の間に手負死人数百人に及べり、寄手是を見て本の陣へ引返しける、かゝる処に上山にて味方大利を得数多討捕の由告来ル、城中大きに力を得若者共申様、敵ハ上山敗軍に力を落し臆病神可付之間、いざや打出追払はんといさみ進ミければ、伊豆守是を聞いていらざる若き衆の詮儀かな、城堅固にして数日を経は義光公後詰メ可有之間、其時に内外方もみ合せ戦は立所に勝利を得べし、然ルに今卒爾に打て出付ケ入にせられては叶ふまじ、首を上杉家の得物と聞及なり、其上旁々も御存知のごとく鯉延越前守加勢として被指越候刻も城中の勢必ず老人も柵方外へ不可出スと被仰渡サ候迎かたく制シけれ共、若き衆聞も不入上山・長谷堂とて同様に

てき寄来りけるに、上山にては敵を追払ひ分捕高名いたし

義光公の御感に預りたるに、此城にて計掟を守り候とて一軍も

せざらんは無念の次第成べきとて口々に申ける所に、敵足輕共を

数多取散し作物をかり運ぶ、鮭延越前守是を、伊豆守

を招きて、あれ／＼御覽候へ、苅田をするとミへたり、若き衆の

余りに軍を望れ候に我伴ひ出一軍すべき間、引入ル時あやうく

なき様にはからわれ候へとて既に打て出ンとしけるを、伊豆守引留メ、

かまひて敵頻りに追来ル共返し合せずして足早に引入給べし、

其後の事は我々に任せ置候得と申置ければ、越前守につこと笑

引ての後は其方に預ケ置候、只今の合戦は随分はけミ可申候

間、剛臆の程御見物候得と旗本組百騎の衆を伴ひ追手の

門を開き勇みいさんで打て出、苅田する足輕共を追立山際に

備へたる直江山城守が先陣に切て入ば、寄手も願所の幸と入り乱

追つ返しつ一時計戦けるに、時の運にや引れけん、味方の鏑先

強して敵の物頭数多討取ける間、終にまくり立られ後陣の

勢へ逃入ける、味方の兵勝に乗て猶も続て掛らんとしたりしを

越前守押留め、既に夕陽に及べりとて兵を引上ケける間、寄手ハ

是に利を得て付ケ入に乗取れとて手重ク追掛けれ共、内々伊

豆守と申合たる事なれば少も不構足早に引入けり、寄手透

間もなく追すがふて乗入らんとしける所に、伊豆守兼而角有

べきと思ひ足輕三百余人引具し追手口方一町程張出し道を

中に挟み弓手女手に備へを立待かけける事なれば、五間

七間に引請て三百挺の鉄炮を一度に放シ掛ける間、先二進ンたる
兵共將棋たをしをする如く三拾騎計はら／＼と打落され

ね

ければ、後陣是に僻易して進みか程たる内に伊豆守
足輕共を下知して手軽く引て入ける間、寄手も不及力し
て本の陣へ引返しけり、

上山合戦之事

一、上山には里見越後守在城せしか共、俄に旗本の軍奉行を
依彼仰付に其身は山形へ相詰め子息民部兄弟に家の子
数多指添残し置けり、其外加勢として草刈志摩守本山
の郷々五百余人を卒(率)して楯籠りしに、九月十七日寄手の
先陣穂村造酒丞・椎野弥七郎數百騎を相隨ひ物見山を打
越シふもとに陣取れば、後陣の上泉主水は遙に引きがつて山の
あなたに備へを立、若後詰の勢も有ならば追払ハんと待かけ
たり、城中の勢是をミていざや打て出案内不知者共を爰かし
この難所に追詰め首取てなぐさまんとて勇み進ミければ、
たやすく落城せん事かたし、數日を送る内に何たる謀も有
べきに今卒爾に打て出付ケ入にせられては叶まじと申ければ、
兵者共尤と思ふ気色もなく民部弟進み出て申様、敵ハ今
朝より長途の節所を越来し事なれば軍兵つかれたる
べし、殊に前後の陣乗り過て程遠し、是良將の備にあらず、
其上陣の張り様しどろにして兵混乱して見へたり、かゝる所へ
取掛り戦は勝利を得ん事立所に有と申ける間、民部茂

つく／＼と聞・云るゝ所至極せり、定の勝を見ながらあやうく
思ひ不戦は將の臆したる也とて既に打て出ンとしけるか、加勢
に來し草薙志摩守に向て御身急ぎ閑道を経て物見山へ
行、戦半ならん時に鯨波をあげ給は敵跡を取切れ叶はじと
引退べき間其時急にもみ立谷底へ追落し、亦後陣の勢
前陣に力を合せんと馳來らば、近々と引請目の下にミおろし
撰み打に討給へと申ければ、此儀尤可然とて五百人の中より
足手強盛成者三百人すくり立閑道を廻り物見山へ急ける、
去間寄手の大将穗村造酒之丞、椎野弥七郎に向て此城思ひし
よりも地の利宜しければ一旦に攻落さん事難成、先向陣を
取重て加勢をこひ心静に可責と申ければ、弥七郎聞茂
あへず何条去ル事有へきぞ、既に畑屋の城にて色辺修理亮
粉骨を尽して五兵衛父子を討取上杉殿感に預りたり、されば
此城も他の勢をまじへずして攻落さん事本望也、急に攻め
掛らんとて僉儀まち／＼成ル処へ、城中の勢大門小門押開き
大山も崩るゝ計に鯨波をあげ討て出ければ、寄手も願所
の幸とひた／＼と鎧を直し入違ひ黒煙を立て時移るまで
戦けり、去れ共敵は今朝多くの節所を越來て諸軍つ
かれたり、其上未だしか／＼と手合をせずして陣中しどろに
掛引も自由不成し時、既に草薙志摩守時分は能そ者共と
枯木をたゞき鯨波を上げおめきさげびければ、山彦にひゞき渡り

声

て夥敷聞急けれ、本よりいろめき立たる寄手共、後の時の撃

に驚き先ツ爰を引取後陣と一つに成て戦へしと言程社

あれ、諸勢一度に崩れ立て我先にと引返シ物見山へ馳

登らんと仕ける所を、山の上成ル足輕共大石枯木をなげ掛く

討ける間、椎野弥七郎を始として軍兵数多討れければ此

道は逃えず横切に懸道と申所へ退れ出けるに、南は山北は

谷川にて五十町程は馬も通り難き程の難所也、穂村造酒

之丞是を見て行先は難所ぞ爰にて返シ合戦とて馬の

口を引返シける所へ、城中の兵に坂弥兵衛と名乗て押並て

むずと組、本方造酒之丞大力の事なれば弥兵衛を取て押

けるに、弥兵衛心きいたる若者にて組とひとしく鎧通シを

ぬき下ろ隙なく指通シ、よわれは則はね返し乱レ髪をひき

上ケ首水もたまらず打落し、寄手の大将造酒之丞をば

声

坂弥兵衛討捕たりと高撃に名乗ける、かく大将討るゝ上ハ

いよく返シ合せんとするものもなく、我れ先にとせばきみちゑ

大勢行懸り谷川へ押落され弥が上に落重つて震動ス

する所を射伏切伏ければ歩行立の者共飛おりく思ふ

様に首をとる、然るに上京主水は先陣既に敗しぬと聞け

れは入替戦ンとて馬を早め馳来る所を待まふけたる事

なれば、草薙志摩守諸卒に下知して横合に欠出目の下に

見落し爰をせんど打ける間、先に進むたる銳卒共五六

十騎時の間に打落されしどろに成て見へける所に、勝に乗たる

城中の勢逃る敵を追捨切先を揃へ打てかゝれば、なドかは

以てたまるべき即時に追立られ右往左往に逃行を追詰る
討捕けり、去れ共大将上泉主水は此度の合戦に付直江

異

山城守に色々見を申事有と云へ共承引せざるに依て、
此上は軍の勝負にも不構討死すべき物をと兼て思ひ定し
ゆへ、近習式十騎計にて取て返し追乱れたる味方の勢を
まくり立、死ぐるひと言物に四角八方へ切て廻りければ、五六十間
四方は小田をすぎ返したる如く也、爰に民部小百姓に金原
七藏とて生年十六歳に成ル世倅片原に居たりしを、民部
屹と見ていかに七藏若者共の分捕高名するは浦山敷は
なきかと云ければ、如飛立存候得共御ゆるしなけれハ不及力
と申ける間、民部聞てやさしき者の心ばせ哉とて近所に
有合たる強力の足輕拾人程申付、此七藏つれて行き高名
させよと被申ければ、畏て候とて七藏を馬にいだき乗せ先
手をさして急けるに、馬物具花やかに鎧たる武者味方の兵
を追詰追廻シ数十人なき伏暫く息をつきける所へ行掛り、
願所の幸と漆山九郎兵衛走かゝつてむざと組諸共に谷川へ
落けるが中にて岩に当り別々に成にけり、其時残り之足輕
共くるくと取廻し夫七藏と言葉を掛ければとびかゝつて
難なく首を打落し、物具を取上ケミれば甲のみけんニ上泉
主水とさうがんにて入ける間、扱は今度の大将也とよろこび
民部に見せければ若き者の心指と云ひ又は乍仕合大将
を討捕事神妙也と色々褒美をとらせ、此旨委義光公

江も申上、則ち於物見山に首共実検しけるに大将ぶん上泉
主水・穂村造酒之丞、其外椎野弥七郎・平岡石見守・松下
木工・岩井備中を始として究竟の兵式百六拾騎雜兵合テ
首数四百八拾三山形へ為持進上致されければ、義光公不斜思
召越後守を被召右之首共を御見せ、其方子共の働成ぞと

(傍欄部全て左行間に抹消点あり)

御悦無限、然るに其比石田治部少輔所_る直江山城守方へ一通の
飛札到来しけり、其座に小畑播磨守と申者有合けるが、この
由をミテ上方御合戦如何と問ければ、味方利運の由申けると
答へけれ共、何とやらん様子悪敷ミへしが、暫く有て大息をつき
近国にて誉高き大将なれば義光旗本へかけ入可討死もの
をと云れる間、扱は上方の合戦味方敗軍したりと思ひける、
此儀天下泰平の後小畑播磨守を義光公へ被召抱候ゆへ
御前にて右之段物語申聞するなり、

会津勢退散之事

一、九月廿五日義光公も長谷堂表へ出張有て敵陣五十町隔て
陣を取給ひける処に、上方御合戦家康公御理運被遊石田治部
少輔を始関西の諸将悉く敗軍之由早馬到来せしかば、義光公
不斜悦給ひ則使番を以て敵は定て今明日之内に可引取の間、
各油断不可有之旨再三諸軍に触給ひければ、何も物具し
て待かけたり、義光公聊の休息もしたまはず会津勢の陣とり
たる戸山形の方を心がけて見入給ふ処に、陣屋_くを焼立る
火のいろほのめき見へければ、すは敵こそ退驍をたてよや

もの共と御身をもふで入せ給ひけるに、諸卒も兼而期シたる事なれば馬ひきよせひた／＼と打棄てもみにもふて馳せ着切伏／＼進みける、杉原常陸守・溝口左馬之助兼而殿ヒなる間五六百騎取て返し戦ひけれ共、終に追崩され長井堺迄追欠千人打取りぬ、味方にも騎馬十五騎歩行者四十八人討れける、猶も勝に乗て追行けるに直江山城守も弓矢巧者の侍大将なれば山を便りに取て返シ手いたく戦ひける間、味方又追返されて式十町計引退き陣を取野陣をかため敗軍を集め、翌十月朔日の晩陣を払ひ退く躰にもてなしと輒すく上り難き山腰に弓鉄炮を段々に備へ峰々に陣を堅くして待かけたり、味方是をば不知して先手を敵引返候

牽

のよし申上ければ、義光公聞も敢給はず御馬索寄ゆらりと乗て出給ふに、折節朝ぎり深して東西いまた闇かりければ、敵の備へも不知して我先にと進みける処を近々と引請目の下に見おろし差話引詰め射ける間、先陣忍ずして一度ニばつと引退く、義光公見給ひて旗本にて入替追崩せとて進み給へば、近習の者共我劣らじと弓表にかけふさがりてけるに、敵も爰をせんと、打ける間志村藤右衛門を始めとして其数あまた討れける、筑紫方のものに喜計斎とて国々兵法執行して今判官といわれし人、近年山形へ来り義光公御伽衆に成り御近習に有けるが、此躰をみて義光公の御鎧の袖をひかへ余りあわて、旗元近く候間御引退候へと申ければ、

義光公喜叶斎をにらまへ、汝きく程もなく臆病成ル申事哉、

士

角しどろに成たる軍に大将引退ば士卒我先にと逃行、却而追打に討るべし、最早是程に取結ひたる軍なれば縦人数多討るゝ共無躰に乗上此山の敵を追落しなん、峰続ぎに陣取勢は何とたけく思ふ共敗軍ともみあふておのれと

声

崩れ散べしと大音撃にて宣へは、喜叶斎面目なく思ひ剛臆の所は只今御目にかけてと進み出たる所をあへなく鉄炮にて左の肩先方右の乳の下へ打拔れ真さかさまに落にけり、其外手負死人数を不知義光公此由見給ひて、かやうに遅々せば尚々の成て可討に透間あらせず、責登れと例の鉄棒提真先に進み給ふ、山形の勢ひは高祖百張良か怒を発せし勢ひも是にはいかで増るべき、しかるに嫡男修理大夫

峰隔

ありし

殿は拳を□(βに斎カ)て御座けるが此躰を見給ひて馬足ハ叶べがらずとて皆歩行立になり一千余人抜つれておめきさげんで

横

指合に欠上る、そのみならず長谷堂加勢の内に小国大膳・谷地盛伯耆守・川能讚岐守手の者七十騎余り引つれ敵を弓手の方に見なし跡を切取らんと峰続に押廻したり、敵も是を見て三方を取籠られて叶まじきとや思ひけん、引

声

いろに成て見へける処に、猶大音撃をあげ爰をもめや者共

士

とて透間もなく下知し給へば、士卒は弥々機を励し命を

毫

□毛よりも軽んじて手負死人を乗こへはね越してしころをかたむけ責登れば、さしも強勢も不叶して引退しに、味方

の兵勝に乗てあますなもらすなとてたんへいきうに追欠ける間、大勢のなびき立たる習にて返せもどせと云声のミ

ケハソハ

にて我先にと逃行共案内知らぬ事なれば、嶮敷岨の細道など到大勢にげ掛り道橋をせき落され岩にくだかれ水におぼれ死するもの数を不知、味方の勢案内は知たり、爰かしこへ追詰／＼討捕ければ言人もたすかるべきとは見えさりけるに、直江山城守近習三百騎計にて少もくずれす向の峰まで足早に引て行、一度に取て返し追乱れたる味方の勢をまくり立数多討取る間、此勢ひに僻易してそれより追捨引返しければ直江も其日討捕首数千五百八拾余とぞ印ける、味方の勢も雑兵かけて六百廿三人討れけるなり、然るに其刻義光公宣ひけるは景勝一味の諸将上方にて悉く敗軍有之由告来りけれ共、直江少もおくせず心静に陣

あわて

残勢仙台へ帰
陣す、其後鮮延
味方の勢を数多討取無恙会津へ帰陣したる事、寔に

越前守を礼として

(一〇)の位置に挿入すべきものとして上部欄外に加筆あり

仙台へ遣し給ひ
景虎武勇のつよみ今残りたるとて不斜感し給ひける也、○
けり、
下治右衛門降参之事

一、翌日二日の未明に谷地の郷方申来りし者上杉方の兵者二下治右衛門と申者直江山城守退散致たるをも不存して古城の有けるに取入監放(濫妨)仕之由注進申ければ、則多勢を遣し攻取べきよし宣ひけるが、亦暫く御志案有に治右衛門ハ少身也と云へ共武勇の誉名高きもの也、殊に田川郡本国と聞及は

旁々調略を以テ味方になし、庄内退治の案内者に召具し

宜しかるべきと思ひ給て、志村伊豆守を召て御内存之段被仰

含ければ、委細畏て急ぎ谷地の郷へはせ行先近隣の

兵を集め城を二重三重に取巻可攻躰にもてなし、夜に入

て潜に申遣しるは、上杉殿一味の諸將濃州関が原の

一戦に理を失ひ悉く退散有之也、此由直江山城守も聞

伝へ一昨日諸軍を集め会津へ引返したり、然るに貴殿

壹人義を守り当城にて討死し給ふとても上杉殿御本意

を可蒙にあらず、急ぎ利をまけて味方へ降参し忠儀を

尽されば本領の外に新恩を申あふへきのよし、委細に

申送りけり、因茲に治右衛門も一門家の子呼集め此事いかゞ

可有とせんぎまち／＼なりけるに、下美作守末座を進みいで

伊豆守被申如く関西の諸將関が原にて敗軍し給ふ上ハ、

此城にてたゞ死いたしたればとて景勝公御本意可有に

あらず、其上諸勢をまとめ引退れしに此一門に計兎角

の一左右もなく敵国に捨置給ふ段いくばく恨みの次第也、

所詮伊豆守扱にまかせ義光公へ降参有て忠儀をはげミ

給は恩賞に預らんと憚る所もなく申けるにぞ、評儀一凶ニ

究て翌朝城を開渡シ降人に成て出にける、伊豆守不斜

悦て治右衛門並に一族の下勘七郎・戸井半左衛門・原八左衛門・

士

下美作守・井上牛之助其外士卒不殘召具して山形へ

参此由申上ければ、則治右衛門は不申及一門の者迄も御前

多被召出此度庄内の御先掛仕忠儀をはけますニ於あてハ
田川郡不残知行すべきよし直に被仰渡ける間、いづれも
御錠承り勇み進む事限りなし、

庄内退治之事

一、去程に庄内退治可有とて清水大蔵太輔殿・楯岡甲斐守殿
を大将として、差向るゝ人々には本庄豊前守・鮭延越前守・
野辺沢伊豆守・志村宮内少輔・白石備前守・軍奉行ニハ里見
源右衛門・加藤越前守、都合其勢五千余人山形を打立て
月山の嶽を越狩川を夜の間に乗渡り、酒田の城へ押寄
給ふ、其比酒田の城には上杉殿方川村兵蔵・志田修理之助
を籠置れけるが、此由を聞て城を打出最上川を前ニ当
陣取り、味方の先陣河岸に打望ミ渡さんとしけれども
そこしも音に聞へたる銚子口とて大きに滝波落て一
町下はまんくたる海なれば、向へ可渡る様もなくしはしひかへ
渡し船を求めける処に、十町計川上方船十四五艘こぎならべ

声

今度御先掛の下治右衛門にて候と高撃に名乗、向の岸
近く成しかば船を引付およがせたる馬共にひたくと打乗
太刀真向に指かざし欠寄たり、敵も兼て期したる事
なれば川村兵蔵・志田修理介かけ廻りて堤の上ニ伏せ置
たる数百挺の鉄炮を入替く放し掛ければ、進みたる
銳卒共数多討れにける間進み兼而見へたる処ニ、治右衛門
一門に戸井半左衛門と申者前に敵有共思ハぬ気色にて

こわいかにおくれたる者共哉と大音声をあげて士卒の気を
励し真先に馳向ひければ、戸井討すな半左衛門討すなど
下が組子五百余人おめきさけんで掛入けり、大將軍大蔵
大輔殿此由を見給ひて我爰に有ながら先掛の味方を
目の前にて討すべき様やある、縦糸水におぼれば夫迄こそ
あらめ、只爰を渡せやとて御馬を川に打入給へば相隨ふ
人々我先にと打入く渡しける、船なくしてハ中々難叶
所成けるを一気の剛は通らぬ事なかりけるにや、程なく
向の岸へ掛上ル、恐くは玄龜の古へ梶川弥三郎宇治川
を渡せしも是には過じとぞ覚へける、川村兵蔵・志田
修理兩人此由を見て多勢に無勢叶間敷とや思ひけん、
捨鞭打て引退ける間治右衛門勝に乗て城際迄追掛
百余人討捕首共を両大將の実検に入れば、不斜悦
給ひ此勢ひをぬかず可攻入のよし宣ひければ、諸軍勢
承り好む所の幸と持楯搔楯突寄く螺鐘をならし
鉄炮の音天叫の声天地をかへす計にもみにもふて切
たりけり、去れ共川村兵蔵・志田修理介本より至剛成
兵にて城中を馳廻り兵共に勇気を付、爰をせんと、
防戦ひける間輒く攻入べき様もなかりけるに、軍奉行
の里見源右衛門は越後守に先をせられじとて諸軍に
ぬき出塀に手をかけ乗越ぬとしける所を鉄炮にて
肩の間を打拔れ真逆に落て死けり、越後守是を

見て源右衛門を討せながら此城を攻落さずんハなにの
面目有て人に二度おもてを向けんや、遅々せは猶々鉄炮
に討るべし、透間をあらせず攻入とて真先に進みほり
上成ル細橋を打渡り堀下へつきければ、はやりをの若
者共堀へ飛入く堀さかも木を引破り手負死人を乗
越はねこへ攻入ける間、終にそこをも打破られ詰の城へ引
籠ル、味方いよく勝に乗て面もふらず込入ければ、のがれ
がたくや思ひけん、笠を出して夫に詰られたるはたれく
やらんと問ければ、本城が手組せし小泉讚岐・原田大膳
下り手に組せし戸井半左衛門・井上牛之助杯声々に答
ければ、是迄は持て参候得共、一命を助られ候ハ城を
開き渡すべしと申ける間、則両大将へ注進いたしけるに、
志村伊豆守進み出城中の兵老人も不残討取らんとせば
味方も手負死人多かるへき間、先望みにまかせ命を
助られ城を請取可然存候と申ければ、兎も角も事の能
様に計ひ候へと宣ひし、其夜に城を請取勝時囃とあ
げたりける、川村兵藏・志田修理亮両人之儀者義光公の御
指図次第山形へ可被召具とて暫く伊豆守に預ケおき
給ひけり、此旨委く被申越けるに、義光公御悦喜限り
なく両人の者共山形へ召具するに不及之間、心に任せ会
津へ返し被申べし、次に其表之儀志村伊豆守を残し置

士

其外の士卒は悉く帰陣あるべきのよし被仰越けるの間

則其段兩人に被仰渡会津へ返し給ひけり、去其修理亮
は下心や有けん、弟力丸所左衛門を伊豆守に預け置、向後者
万事可頼人之由懇に申て会津へ返り候也、角て義光公
御下知に任せ伊豆守を酒田の城に残し置れ、両大将を始

士

其外の士卒不殘帰陣に及べり、其後義光公近習の者
計召具しぎどめき立て酒田の城へ入部し給ひ諸事御
仕置被仰付、志村伊豆守酒田の城に三万石相添被下ける、
今迄者長谷堂を壹万石を領せし也、次に下治右衛門を被召出
御約束の如く田川郡壹万式千石被下尾浦に在城可仕之
旨被仰治右衛門を改め対馬守になさる、一門の者共本知八十
石成ルを千石宛の領地を給り前の如く治右衛門与力に
付られ候、去れば昨日今日迄上杉殿にて四百石取し治右衛門、
今度の武功に依て壹万式千石の領主と成一城を預り
申事弓矢取ての面目と諸人こそつてうらやみけり、
此刻大梵寺と申古城を取立鶴岡と号御隠居所と
定め、新関因幡守に藤嶋郡にて七千石被下馬上百騎
足輕式百人預け御城代として置給也、其後様子有て
番手持に成ル、御馬廻り之内左百五十騎宛被遣御城代ニハ
小国摂津守・和田越中守を代々に指置給ひけり、

修理太夫殿生害之事

一、嫡男修理太夫義康公御身近く召仕れしものに佞人阿
順の臣有て、義光公近習の者共と威を論ひけるあまりに

彼の悪党共潜に義康公へ申上げるは、いつ迄かく御部屋住にて諸事御不自由の躰乍恐御痛敷奉存候。最早義光公は御老躰の御事ニ候得者、御家督を譲り給ひ御隠居可有候処に無左だん不審尤晴やらず候、去は駿河守殿は数年江戸の城に御詰有て家康公の御前御出頭之由及承候間、何とぞ義光公御存念も候て如斯に候哉と色をかへ品を替様々に申ければ、実左も可在かとて御心付候より以来おりに

(抹遣)

ふれ御恨らみ顔の風にの風情見へ給ひけり、然者讒口傍ニ有て義光公へも修理大夫殿御事悪敷様に取なし、此ころの御景氣口事ならず見へ申杯とさゝへける、かゝる折ふし義康公御遊覧として光明寺へ御出御酒宴有けるに、近習の若き衆と御狂ひ候て御脇指鞘走り左の股を少し御突候を彼の讒言の臣共もれ聞、此儀をいろく取に取なし御家督御譲り被成候儀御延引に候とて深く御恨みましく、御自害候所を近習の者共漸く取留申のよし及承候、去は如此御命ニ替へ思召候得者いか成ル御企茂可有かと口を揃へ申けるにぞ、義光公も実も左様の所存ニ而自然国のあたと成ル事も可有と思ひ給ひけるより御父子の御中色に出悪敷成ければ、御一門衆は申す不及家老中寺社方までも御中直り被遊候様ニと達而申けれ共、御存念や有けん、終に御中直り無之其儀義光公在江戸の刻家康公へ右之有様卒度被仰上候之処、

上意には縦其方老にほれ如何様のあてかいにてひが
事のみ申かけらるゝ共、子の身として豈親の命に
背かんや、其上修理大夫ハ惣領なれば家親とはちがい
部屋住のあてがいもよろしく万自由のよし内々聞及び
しに、家督を遅く譲るゝとて一命にかけ親を恨むる
段言語を絶したる事共也、乍去一日も親の達者にて
公用を勤るこそ子の身として悦べき事成に、左ハ無して
隠居の遅きを恨み憤る事不孝至極の子にあらずや、
今こそ別儀なき迎も自然國中絶々動の事もある

ならば、折を得て必国のあたと可成之間帰国次第に生
害被致よと、不便成ル子さ急国にはかへられずまして
左様成ル不孝の子おや、乍去此上も父子の事なれば義光
はからひたるべきと被仰候間御誕之趣畏入候、帰国次第二切
腹致させ可申のよし申上給へば、又上意には左有て子ども
の内には誰ニか家督を可譲らるべき存念に候哉と御尋あり
けり、義光謹而誰と申迄も無御座候、二男の儀候之あいだ
駿河守に家督を被仰付候は、難有奉存之旨被申上げる
に、家康公ニも駿河守は十三歳の時方御側に被召置たる
事なればあくまで御ひいきつよかりける故御悦なされ、

穩

駿河守隱使の者にて其方家督を譲られ候ても苦し
からさる器量なりとて甚御機嫌よかりけり、去程に

義光公翌年帰国被成候而修理大夫殿へ御使者を以テ今度

父子中絶之段達 上聞に被仰下けるは、一門不和成は
他方々あなどらるゝもの也、たとへ義康非儀ありとても

老躰役に堪忍致し中直り申様にと直々の上意に候

之間、もだし難く御請申上候間、此上は遂対面ヲ日来
の鬱憤を可散之条急ぎ登城有之様にと被仰遣

けるに、修理大夫殿異儀に不及子細なければ則ち

御使と打つれ御出仕有ける、然る所に御対面もなく

先高野山へ被人可有之由被仰出ける間、上下絶々に

十四五人召具し寔に物哀れ成躰にて山形の御城

より直に急ぬ旅に趣き給ふ、然るに内々道にて御事

害致候得と戸井半左衛門に被仰付ける間、御通りの

道筋に鉄炮をもち木隠に相まちいたるに、是を聞テ

近習の若き者共出合半左衛門と一所に罷有ける、ケ様の

儀を修理大夫殿は聊か御存知なれば何心なく御通

ある所を二ツ玉にて御ほその下を後へ打抜きける、則ち

きつ

真逆に落給ひ起あがらんとし給へども炎所なれハ不

叶して、扱も無念の次第かな、我を討たる者共吾人も

安堵にて置間敷と宣ひて終にそこにて自害し

失給ひけり、御供の衆も死狂ひと云物に切てまわり

けれ共、多勢に無勢の事なれば吾人も不残被討れけり、

彼の半左衛門幾程なく大坂へ手入仕たる儀頭れ、一門

悪敷御成敗有ければ義康公の御罰眼前に当り

けるよと諸人舌をふるひけり、去間義康公御近習二而
召仕れし者共大方御成敗有けるに、里見民部か世倅
権兵衛と申者は修理大夫殿御座直シけれハ親の民部ニ
預ケ給ひ切腹致させ申様ニと被仰付ける間、畏入の旨
御返事申上げる所に、権兵衛祖父里見越後守此由を
承り御意成共権兵衛に切腹致させ申間敷とて急ぎ
民部所へ行色々異見申、父民部・権兵衛は不申及に
一門引連上下五百余りにて最上を立退諸国を廻り
けるに、越後守名高き者なれば加賀中納言殿にても
三万石の領地を可給とて被召抱けるに、内々如斯有
べしと義光公思召ければ、越後最上を立退し時方
伊賀の忍の者を忒拾人宛目付に被遣ける間、加賀ニ而
抱給ふも則山形へ注進致しけり、去ルに依て中納言殿
へ使者を以テ御断被仰入候間加賀をも浪人致シ、越前
少将殿へ弑万石にて罷出候、是も右の如くニ候ゆへ越前をも
立退き、三年の内国々を廻り候得共何方へも有付候事
不罷成して高野山へ登り入道致けり、此旨義光公
聞召色々たとばかれ給ひ最上へ御引戻し、一門悉く
引分ケ方々へ預ケ置給ひける、其後義光公逝去之刻
被仰置しは七日過候ハ、越後守に切腹可申付と呉々
家親公へ御遺言有し間、七日の日数たりけれハ押付
越後守父子御成敗有ける所に、越後かけ硯に秀頼公

御朱印を入置たり、清水大蔵太輔を相かたらい義光に切腹致させ可申旨忠儀悦ひ思召候、左有に於みては官録は望次第たるべし、尤其方ニは庄内三郡本領に相添可被下置との御朱印也、しかるにかやうのだんいさゝかも御存知なくして、兎角越後守は国のあたと成べき者と知給ける義光の御眼力をおそろしき事なりと諸人感し申けり、

於天堂原馬揃之事

一、人王百八世後陽成院慶長十二年正月十五日に被仰出しは、来ル四月於天堂原に馬揃ひ可有之間、直參ハ不申及家中之者共迄も日来馬をたしなみ候もの共は不殘可罷出候、乍去本城豊前守を始め境目の城主并に鶴岡に百五十騎亀が崎にハ百騎寒川江に三拾騎、此在番衆式百八拾騎者罷出候儀可為無用也、其外に罷出候者共は兼て山形へ参り御帳に付可申之由御触有之間、御旗本は不申及家中の者共までも爰をはれと用意しけり、則限りの日にも成しかば寅の刻より天堂原へ相話ける、去は此儀兼而よりの御催なる間、聞伝へに近国より来り参りたる見物幾千万人と云数を不知、義光公も卯の刻に御出有り、御供には近習衆小性并二日読番の内方置量能キ若者共三拾騎被拔出、一様

の唐織の袖なし羽織を御着せ召れ給ひけり、角て御錠の如く城持方乗初めんといたしける処に、今日は延引可有之由被仰出、俄に御帰城有ける間、集り居たる責賊不審をたて、抑此馬揃已前よりの御催なるに如此俄に御帰城有事何様御気色にても悪敷御座候哉と無心元思ひければ、我も〱と一騎欠致シ山形へ馳つき候処に今日の馬揃御延引之段何も無心元儀には不非間、急ぎ罷帰り候様にと安食大和守を以テ被仰出ける間、各御錠に任せ私宅へ帰りける、去は山形の帳につき其日馬揃に出ける騎馬の数都合三千七百廿七騎也、然るに其後若き衆数多寄合て、今度の御馬揃は兼而方の御ふれ成間、随分御目二入候様にと存知われも〱と用意致たる処に、如斯延引之段本意なき事なりとてつぶやきければ、あるもの申けるは、倩義光公の御心底をはかりみるに、御遊覧のため馬揃被仰付たるにはあるべからず、近年天下もおだやかに狂言綺語のたわむれ計なれば、おのづからに武具の嗜もおろそかに成ぬらんと思召、馬揃に事を寄武具馬具の古きをも改め申様にとの御存念成ルべし、此儀兼而より御催し之事なれば、近国の諸將最上の騎馬数を知らんため目付を指越段其隠れなし、左有とて見物法度と有儀も又せばき事成ル間、

俄に御帰城有るかとも、それゆへ混乱いたし我先にと
山形へ馳着ける見物人も立さわぎ差別もなき躰
なれば他国の方の目付も何の見分ケもなくむなしく
帰りしと也、然るに大将のふかき御心入も不知して
口にまかせ左様の事な宣ひそとはじしめければ、
聞人尤なりと申ける、

義光公御逝去之事

一、慶長十八年の夏より義光公異例の心地まし／＼ければ
さま／＼の治術を尽されけれ共、追日を悪敷のみ成行ける
間俄に思ひ立給ひ、我れ数年家康公の御厚恩を深く
蒙りしに、最後の御目見へも不仕此儘にて相果なば無念
の次第成べしとて同年の九月駿河へ参府有けれハ、則ち
本多上野介を上使として病気の事なれば御縁迄乗物
にて可罷出之旨被仰下ける間、一入難有仕合におもひ給フ
に

上野介殿御同道にて登城仕ける間、御寢殿迄被召寄
種々御懇に御詫共被仰聞御薬等御手づから被下候而
罷歸る道筋に候得者、江城へ立寄秀忠公へも御目見へ
可仕のよし上意有て、則御添状被遣候とて、今度老病
をもちとはず今生の暇乞として令参府候之間諸事
御懇に可有との御書被相調、義光公へ預ケ被下ければ
難有頭(頂)戴有て御前を退去し給ふに、押付上使を以テ御
夜着呉服など拝領有けり、角て江城へ趣き給ひ

家康公の御書を被指上げるに、御女関迄乗物にて登城仕候様にと被仰下ければ、則ち御出任有之御目見へし給に忝御言葉の末不浅して御旦服金銀等被下、早々下着いたし気分養生仕候様にと被仰出ける間、翌日江戸を立給ひ十月中旬に山形へ下着あり、今は思ひ置

甲

事なしとて打臥給ひけるが終に慶長十九年申寅止

月十八日に六十九歳にて逝去し給ふ、法名ハ玉山日公大居士

とぞ申ける、然るに寒川江肥前守・同十郎兵衛・長岡

但馬・山家河内は内々御供可仕とぞんじけるゆへに、妻

子に暇乞し諸事念比に申置光禪寺にて切腹いたし

けり、其刻肥前守身近く召仕シもの兩人進み出て

御供可致之よし望ける間、肥前守大きに制し留ると

いへども、聊か承引なく冥途黄泉のたび誰有て御手を

引申べしとて主より先に腹かき切り臥たり、寔に

ためしすくなき心指哉と諸人感しけるなり、

最上諸將知行高之事

一、貳万七千石 清水大藏太夫殿

一、貳万石 大山内膳少殿

一、貳万千石 上山兵部太夫殿

一、一万九千三百石 山野辺右衛門太夫殿

一、一万六千貳百石 楯岡甲斐守殿

一、四万五千石 本城豊前守殿

一、三万石	志村伊豆守
一、三万石	坂上紀伊守
一、一万七千石	里見民部少
一、一万七千石	氏家左近
	能登
一、貳万石	野辺沢遠江守
一、貳万石	下 对馬守 治右衛門事
一、一万九千三百石	寒河江肥前守
一、一万三千石	東根源右衛門
一、一万千五百石	鮭延越前守 佐々木典膳事
一、壹万石	松根備前守
一、壹万石	瀧沢兵庫
一、八千石	小国日向守
一、八千石	江口五兵衛
一、七千石	中山玄番
一、七千石	新関因幡守
一、七千石	里見越前守
一、七千石	永崎式部
一、五千石	飯田播磨守
一、五千石	成瀬道中
一、五千石	安食大和守
一、四千石	大関方御預ケ 齋藤伊豫守
一、四千石	奥村常陸

一、四千石	小国撰津守
一、三千石	日野将監
一、三千石	同 惣右衛門
一、三千石	大久保主馬之助
一、貳千五百石	進藤孝岐守
一、貳千五百石	高楯遠江守
	介
一、貳千五百石	小栗頼母守
一、貳千三百石	里見市正
一、貳千石	和田越中守
一、貳千石	里見主水
一、貳千石	神保隱岐守
一、貳千石	長尾右衛門
一、貳千石	朝比奈讚岐守
一、貳千石	長谷河長右衛門
一、千五百石	鈴木半兵衛
一、千五百石	伊良子長右衛門
一、千五百石	志村九左衛門
一、千石	中山七左衛門
一、千石	日野備中守
一、千石	日野数馬
一、千石	赤羽根権兵衛
一、千石	一栗兵部少

一、千石		和田九右衛門
一、千石		幡田播磨守
一、千石		横田大宇
一、千石		里見掃部
一、千石		武久庄兵衛
一、千石		高橋但馬守
一、千石		鈴木治右衛門
一、貳千石		小国伊勢守
一、貳千石		生房野三七
一、貳千石		本間出雲守
一、千石		石垣河内守
一、貳千石		北條能登守
一、貳千石		真木三左衛門
一、貳千石		戸井半左衛門
一、貳千石		原八左衛門
一、貳千石		井上生之助
一、貳千石		下美作守
一、貳千石		同 勘七郎
一、貳千石		女三
一、千石	清水大藏内	木戸周防
一、千石	清水大藏内	矢口讚岐
一、千石	大山内膳内	伊良子監物

一、千石 大山内膳内 成沢惣治郎
一、千石 本城豊前守内 原田大膳
一、三千石 本城豊前内 小泉讃岐
一、千五百石 同人内 脇坂左近
一、千五百石 同人内 前森近江
一、千石 同人内 楯岡主水
一、千石 氏江左近内 石黒常陸
一、千石 同人内 渋谷因幡守
一、千五百石 志村伊豆寺内 進藤伯馬守
一、二千石 野辺沢遠江守内大堀河内守
一、千石 同人内 行沢式部
一、千五百石 里見民部内 坂弥兵衛
右千石以下は際限なきまゝ千石以上を撰み家中の
誉れ高き侍共爰に書印畢、右之外もあるへけれ共
久敷事なれば思ひ出さずして書残したるも多かるべし、
上山兵部殿・坂上紀伊守殿家中にも有けれ共、名をさへ
わすれしゆへ爰には書印さず間、尋書加へ置くべし、
去れ共此書物上下にして義光公御一代大形書集るといへ共、
いくばくの年を隔て書ければわすれたる事多し、前
後もみたりに義光公・義俊公両代は天下一所の事なれば
さして紙面に頭はすへき事なし、然れ共家老中の
公事を以て出羽国を被仰上たる様子は爰に記しておく、

後の人の披見に入たきなれ共、老病日にせまり起臥

さゝ易からず有ければ心指のみにて扱やみぬ、去によつて

此書物清書にも不及して本古の如くにて打置候儘

子孫の内にて心あらんものあらば甚あやまち多く品々

の連続せざる処を重撰して亀草嚙口のつたなき

そしり批判をのそかん事、豈こう孝なりとせざらんや、

義光公物語下巻終

